

長 生 村

第3期子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和11年度

令和7年3月

長 生 村

村長挨拶



近年、急速な少子化の進行、世帯規模の縮小・核家族化、共働き世帯の増加、地域関係の希薄化等、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は複雑になり、負担、不安や孤立感を抱えている家庭が多くなってきています。

本村では、令和2年3月に「長生村第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の学校教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の充実を進める中、令和4年度に村立の保育所を認定こども園へ移行し、保護者の就労に関わらず就学前の子どもたちが利用のできる総合的な支援施設として整備しました。また、妊娠期から出産、認定こども園、小学校、中学校と切れ目のない子育ての支援・連携の強化を図ってまいりました。

令和5年4月、次代の社会を担う全ての子どもたちが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進するための「こども基本法」が施行されました。

次代を担う子どもたちは、村の宝です。村の人口は減少傾向にあり、子どもの数も年々減っていくことが予測されますが、子ども自身が地域の中で心身ともに健やかに成長できる社会を目指し、取組を推進していく必要があります。

子どもたちが笑顔で成長し、全ての家庭が安心して子育てができる喜びを感じられるために、「健やかで安心な子育てができるまち 長生」の実現に向け、この計画に取り組んでいきたいと考えます。

本計画の策定に当たり、貴重なご意見、ご提言をいただきました長生村健康づくり推進協議会の皆様には、1年以上にわたりご尽力をいただきましたことに感謝申し上げますとともに、事前に実施いたしましたニーズ調査に当たり、計画の基本となるご意見をいただきました住民の皆様並びに関係各位にも心から厚くお礼を申し上げます。

令和7年3月

長生村長 小高 陽一

目 次

序 論.....	1
第1章 計画の策定に当たって.....	3
第1節 計画策定の背景.....	3
第2節 子ども・子育て施策の動向について.....	3
第2章 計画策定の基本事項.....	4
第1節 計画の位置づけと期間.....	4
第2節 計画の策定方法.....	6
総 論.....	7
第1章 子ども・子育てを取り巻く現況と課題.....	9
第1節 長生村の概況.....	9
第2節 教育・保育の状況.....	16
第3節 ニーズ調査結果からみた村の課題.....	20
第2章 計画の基本理念及び施策の展開.....	29
第1節 子ども・子育ての基本理念.....	29
第2節 基本目標及び施策の体系.....	30
各論Ⅰ 子ども・子育て支援事業.....	33
第1章 子ども・子育て支援事業計画の概要.....	35
第1節 子ども・子育て支援制度の概要.....	35
第2節 教育・保育提供区域の設定.....	38
第2章 量の見込みと提供体制.....	39
第1節 量の見込み算定に関する留意事項.....	39
第2節 教育・保育の量の見込みと提供体制.....	42
第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制.....	45
第4節 法改正による新事業.....	58
各論Ⅱ 子ども子育て支援施策〔次世代育成支援対策地域行動計画〕.....	61
第1章 地域における子育ての支援.....	63
第1節 子育て支援のネットワークづくり.....	63
第2節 児童の健全育成.....	64
第3節 経済的支援の充実.....	66
第2章 子どもと母親の健康の確保及び増進.....	69
第1節 子どもと母親の健康の確保.....	69
第2節 食育の推進.....	72
第3節 思春期保健対策の充実.....	73
第4節 小児医療の充実.....	74

第3章 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備.....	75
第1節 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備.....	75
第2節 家庭や地域の教育力の向上.....	79
第3節 次世代の親の育成.....	81
第4節 子どもを取り巻く有害環境対策の推進.....	82
第5節 子どもの権利づくりの推進.....	83
第4章 子育てを支援する安全な生活環境の整備.....	84
第1節 安心して子育てのできる生活環境の整備.....	84
第2節 子どもの安全を確保するための活動の推進.....	86
第5章 仕事と家庭の両立の推進.....	87
第1節 多様な働き方の実現及び働き方の見直し等.....	87
第2節 仕事と子育ての両立の推進.....	88
第6章 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進.....	89
第1節 児童虐待防止対策の充実.....	89
第2節 ひとり親家庭の自立支援の推進.....	90
第3節 障がい児施策の充実.....	91
各論Ⅲ 計画の推進.....	93
第1章 計画の推進に向けて.....	95
第1節 住民・関係機関との連携.....	95
第2節 庁内における推進体制の充実.....	95
第2章 計画の進行管理・点検について.....	95
第1節 計画の進行管理.....	95
第2節 計画の推進状況の公表.....	95
資料編.....	97
第1章 審議・策定経過資料.....	99
第1節 長生村健康づくり推進協議会（子ども・子育て会議）設置条例.....	99
第2節 長生村健康づくり推進協議会委員名簿.....	101
第3節 策定経過.....	102
第2章 法制度に係る資料.....	103
第1節 子ども・子育て関連3法.....	103
第2節 策定に係る法律.....	104

序 論

第1章 計画の策定に当たって

第1節 計画策定の背景

近年、急速な少子化の進行とともに、世帯規模の縮小・核家族化、共働き世帯の増加など、子どもとその家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。また、地域における人間関係の希薄化が顕著となっており、子育てへの不安感や孤立感を抱いている家庭が多くなってきています。

このような社会情勢の中、安心して出産・子育てができる社会、そして、子ども自身が地域の中で心身ともに健やかに成長できる社会を目指し、行政や民間事業者も含めた社会全体が子ども及び子育て世帯を支援できる体制の整備が求められています。

第2節 子ども・子育て施策の動向について

平成24年、子育てをしやすい環境を地域や社会全体で支援し構築することを目的とした「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

子ども・子育て関連3法

- 子ども・子育て支援法
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

この3法に基づいて平成27年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す制度です。

こうした国の方針を踏まえ、本村では「長生村第2期子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2年度～令和6年度）」（以下「第2期計画」とします）を令和2年3月に策定し、村立認定こども園の整備をはじめ、子育て支援の充実に努めてきました。

その後、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、令和4年6月には「改正児童福祉法」が成立し、児童等に対する家庭及び養育環境の支援強化や児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策の推進が国の方針として示されています。また、令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づき、少子化の背景にある経済的な不安定さ、こどもの安全や孤独といった問題の解決に向け、幅広いこども政策に関する基本的な方針を定めた「こども大綱」が示されています。

本計画は、第2期計画の期間満了及びこうした国の動向を踏まえ、本村における今後の子育て支援の方向性を定めるために策定します。

第2章 計画策定の基本事項

第1節 計画の位置づけと期間

(1) 計画の法的根拠と役割

「長生村子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という）は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定し、子ども・子育ての推進に関する事項として定められている、以下の事項について記載します。

- ① 区域の設定
- ② 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ③ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ④ 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

また、次世代育成支援対策推進法の第8条で定める「市町村行動計画」としても位置づけ、「長生村次世代育成支援行動計画」の考え方を本計画に継承します。

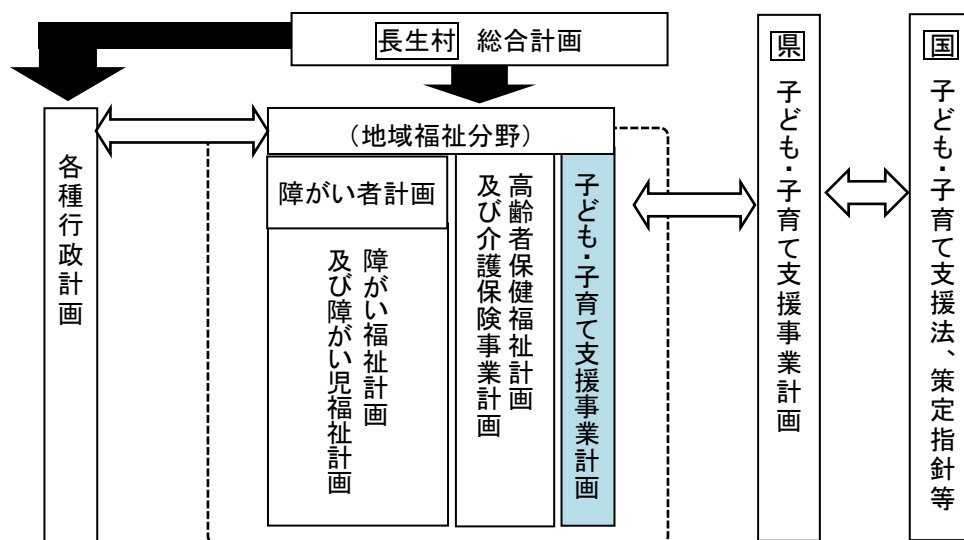
本計画でも同法に基づき、以下の事項について記載します。

- ① 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- ② 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

なお、本計画は、本村全体の子育て支援とも深く関わりを持つため、上位計画である「長生村総合計画」や、その他関連計画との整合、連携を図るものとします。

特に、障がい児支援の体制整備に当たっては、障がい福祉計画・障がい児福祉計画との整合性を図るとともに、子育て支援施策との緊密な連携を図ります。

計画の関連イメージ



(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。また、令和9年度に中間見直しをし、計画最終年度である令和11年度に次期計画を策定します。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
長生村 第2期 子ども・子育て支援事業計画					長生村 第3期 子ども・子育て支援事業計画					次期 計画
		中間 見直し		第3期計画 策定			中間 見直し		第4期計画 策定	

第2節 計画の策定方法

(1) 計画策定の体制

1) 長生村健康づくり推進協議会（子ども・子育て会議）※による検討

計画内容の検討に当たっては、条例に基づく会議において、全5回にわたる審議を行いました。

※子ども・子育て会議

有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与することができる仕組みとして設置する会議。地方自治体では、地方版子ども・子育て会議として設置されており、本村では、健康づくり推進協議会が「子ども・子育て会議」を兼ねています。

2) 庁内組織による検討

庁内における策定期間中の検討組織として、子ども教育課に事務局を設け、素案の作成や関係組織との調整等を行いました。

(2) 村民意見・ニーズの把握と反映

教育・保育サービスの利用意向や子育て支援に関する施策ニーズなどを把握し、計画づくりの基礎資料とするために、子どもの保護者を対象とするニーズ調査を実施しました。また、子どもの意見を反映させるために、子ども向け調査を実施しました。

1) 保護者向け調査（ニーズ調査）

令和6年4月に、村内在住の小学校6年生以下の子どもがいる全世帯を対象に、こども園・小学校に在籍する子どもの保護者にはこども園・小学校を通じて、それ以外の子どもの保護者には郵送で調査を実施しました。

対 象	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童保護者	257 世帯	179 世帯	69.6%
小学生保護者	384 世帯	281 世帯	73.2%

※保護者の負担を考慮し、調査票は世帯で1票を配布。

2) 子ども向け調査（こどもアンケート調査）

令和6年9月に、村内在住の小学校5年生と中学校2年生を対象に、小学校・中学校を通じて、WEBによる調査を実施しました。

対 象	配布数	有効回収数	有効回収率
小学校5年生	85 人	84 票	98.8%
中学校2年生	93 人	83 票	89.2%

総論

第1章 子ども・子育てを取り巻く現況と課題

第1節 長生村の概況

(1) 人口及び世帯の状況

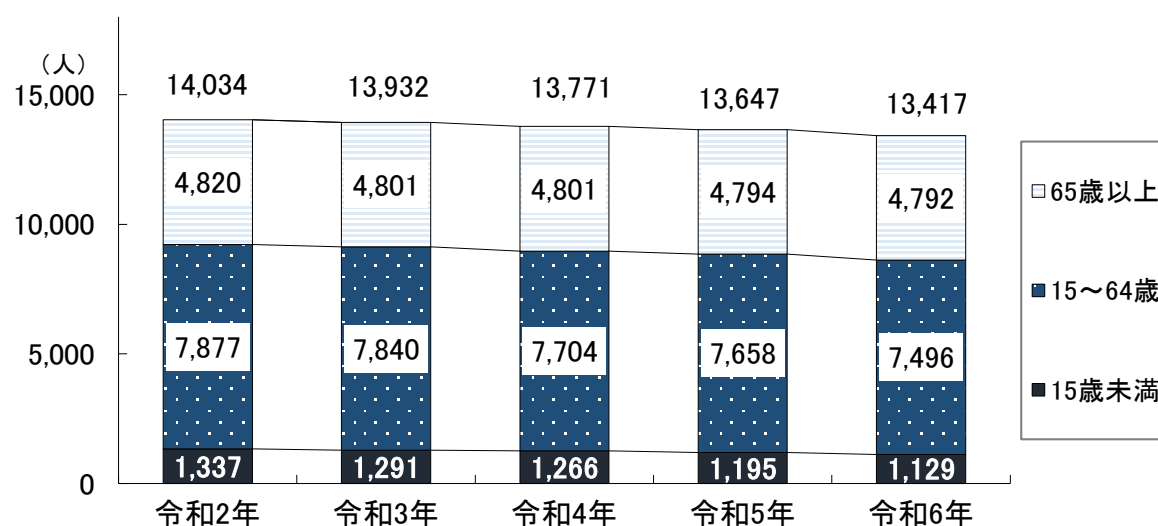
1) 年齢3区分別人口

本村の年齢3区分別人口は、令和6年4月1日現在、0～14歳人口が1,129人、15～64歳人口が7,496人、65歳以上人口が4,792人となっています。0～14歳、15～64歳の構成比は年々減少する一方で、65歳以上の構成比は上昇を続けています。

年齢3区分別人口構成の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口	14,034	13,932	13,771	13,647	13,417
0～14歳	1,337	1,291	1,266	1,195	1,129
構成比	9.5%	9.3%	9.2%	8.8%	8.4%
15～64歳	7,877	7,840	7,704	7,658	7,496
構成比	56.1%	56.2%	55.9%	56.1%	55.9%
65歳以上	4,820	4,801	4,801	4,794	4,792
構成比	34.3%	34.4%	34.9%	35.1%	35.7%

資料：住民基本台帳※（各年4月1日時点）



※住民基本台帳

氏名・生年月日・性別・住所などが記載された住民票を編成したもので、住民に関する事務処理の基礎となるもの。

2) 子どものいる世帯の推移

令和2年の国勢調査※によれば、本村の一般世帯（親族世帯）に占める子どものいる世帯の割合は、6歳未満の子どものいる世帯が7.7%、18歳未満の子どものいる世帯が24.8%となっており、子どものいる世帯数・一般世帯（親族世帯）に占める割合とともに年々減少しています。

親族世帯に占める類型別世帯構成の推移

区 分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
一般世帯数(親族世帯)(A)	3,674	3,967	4,099	4,057	3,893
6歳未満の子どものいる世帯(B)	549	534	486	374	300
B/A(%)	14.9%	13.5%	11.9%	9.2%	7.7%
核家族世帯(a)	353	364	338	273	222
a/B(%)	64.3%	68.2%	69.5%	73.0%	74.0%
ひとり親世帯(c)	11	15	15	11	17
c/B(%)	2.0%	2.8%	3.1%	2.9%	5.7%
その他家族世帯(b)	196	170	148	101	78
b/B(%)	35.7%	31.8%	30.5%	27.0%	26.0%
18歳未満の子どものいる世帯(C)	1,462	1,432	1,362	1,175	964
C/A(%)	39.8%	36.1%	33.2%	29.0%	24.8%
核家族世帯(d)	879	923	930	854	708
d/C(%)	60.1%	64.5%	68.3%	72.7%	73.4%
ひとり親世帯(f)	74	93	97	105	104
f/C(%)	5.1%	6.5%	7.1%	8.9%	10.8%
その他家族世帯(e)	583	509	432	321	256
e/C(%)	39.9%	35.5%	31.7%	27.3%	26.6%

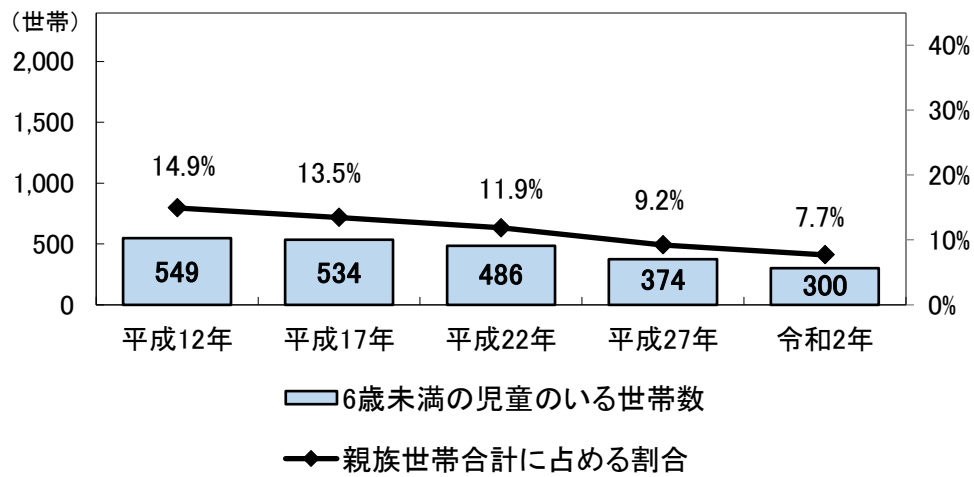
資料：国勢調査（各年10月1日時点）

世 帯	一 般 世 帯	A:親族のみ世帯	I :核家族世帯
			II :その他の親族世帯
		B:非親族を含む世帯	
			C:単独世帯
	施設等の世帯		

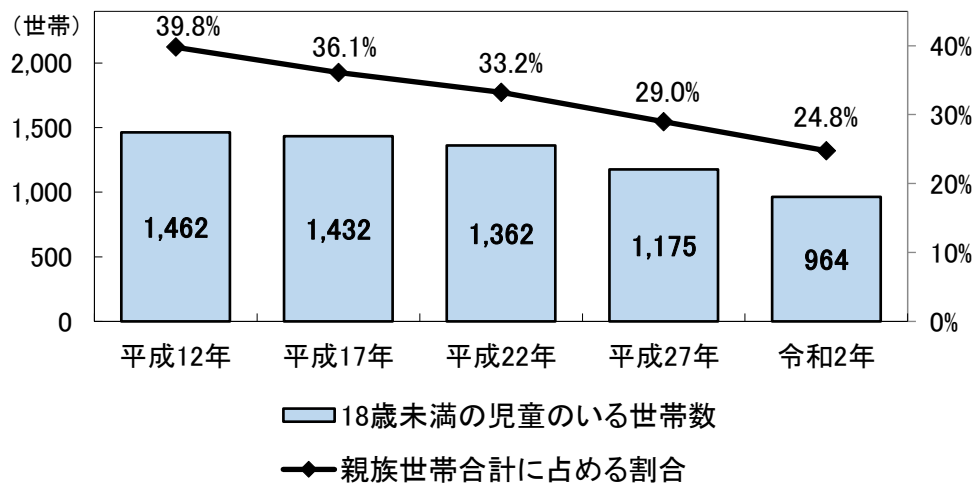
※国勢調査

国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、日本国内に住んでいる全ての人と世帯を対象に5年ごとに行われる国の最も基本的な統計調査。

6歳未満の子どもがいる世帯数・割合



18歳未満の子どもがいる世帯数・割合



3) 未婚率の動向

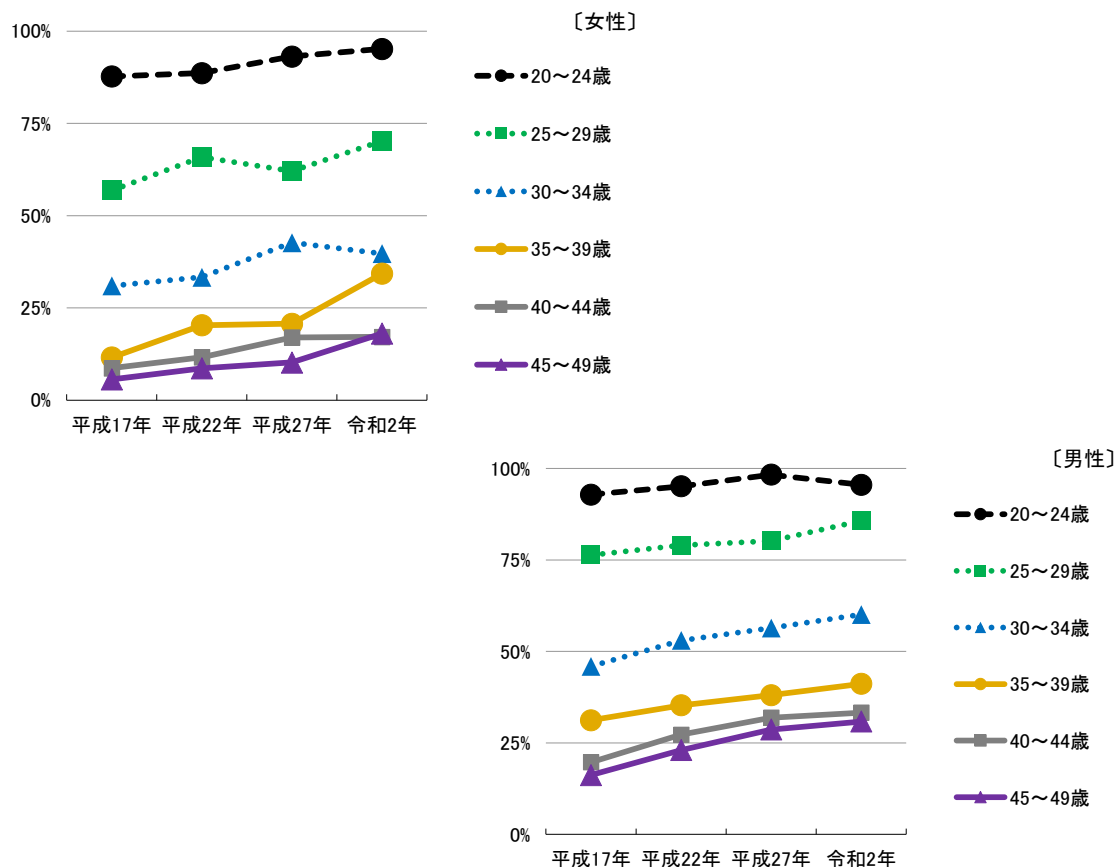
本村の20～49歳の未婚率※は上昇傾向にあり、令和2年における45～49歳の年齢層の未婚率は、平成17年と比べ、男性では約2倍、女性では約3倍の値となっています。

また、令和2年の千葉県・全国平均と比較すると、本村の未婚率は、女性の40～44歳を除いた年齢層で、千葉県・全国平均を上回っています。

未婚率の動向

区 分		長生村				令和2年 (千葉県)	令和2年 (全国)
		平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年		
女 性	20～24歳	87.8%	88.6%	93.2%	95.8%	93.0%	92.3%
	25～29歳	56.9%	65.9%	62.1%	70.9%	63.4%	62.4%
	30～34歳	31.0%	33.3%	42.7%	40.3%	35.2%	35.2%
	35～39歳	11.6%	20.3%	20.7%	34.6%	23.7%	23.6%
	40～44歳	8.7%	11.6%	17.0%	17.4%	19.1%	19.4%
	45～49歳	5.6%	8.6%	10.2%	18.3%	17.1%	17.6%
男 性	20～24歳	92.9%	95.1%	98.3%	97.2%	95.8%	95.2%
	25～29歳	76.3%	79.0%	80.2%	88.2%	74.1%	72.9%
	30～34歳	45.9%	53.0%	56.4%	60.5%	48.2%	47.4%
	35～39歳	31.2%	35.2%	38.0%	42.1%	35.9%	34.5%
	40～44歳	19.7%	27.2%	31.9%	33.8%	30.7%	29.1%
	45～49歳	16.2%	23.0%	28.6%	31.6%	28.9%	27.2%

資料：国勢調査（各年10月1日時点）



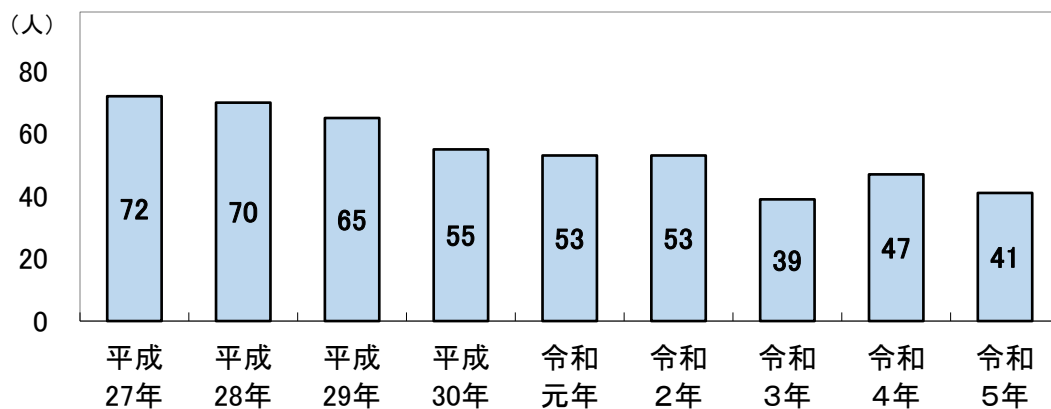
※未婚率

男女別各年齢層の人口総数に対する未婚者の割合。

4) 出生数

本村の出生数は、緩やかな減少傾向にあり、令和5年時点で、41人となっています。

出生数の推移

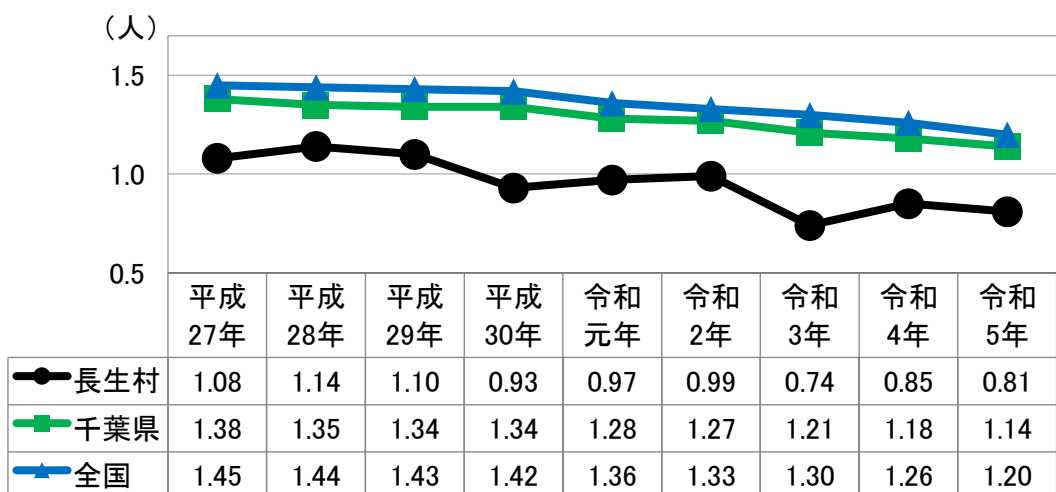


資料：人口動態統計（各年末時点）

5) 合計特殊出生率

一人の女性が一生の間に生む子どもの数を表す合計特殊出生率は、令和5年末時点で、本村は0.81人となっています。本村では平成30年に1.0人を下回り、千葉県・全国値を下回る値で推移しています。

合計特殊出生率の推移



資料：人口動態統計（各年末時点）

(2) 就労状況

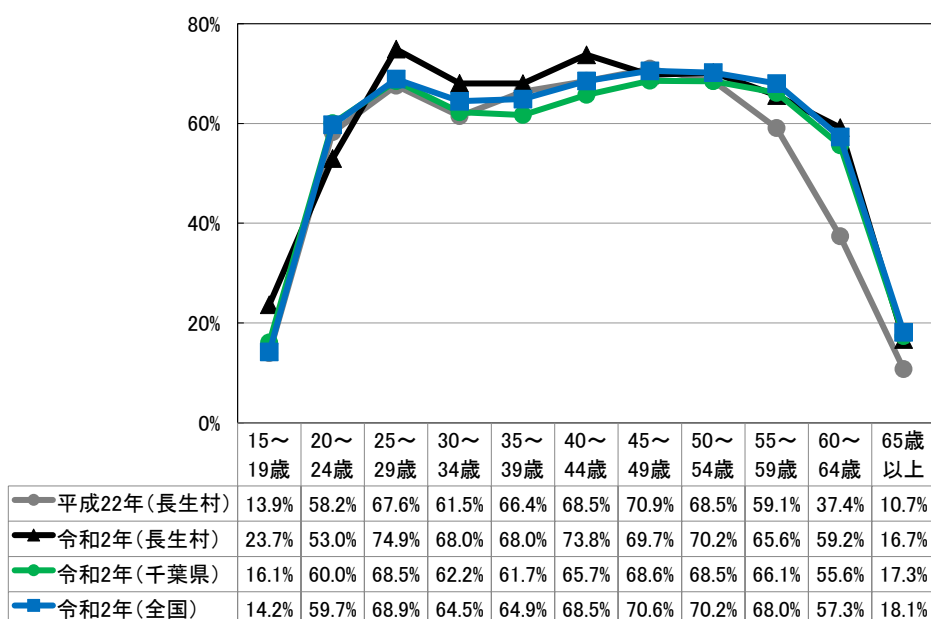
1) 女性の就業率

女性の就業率は、かつては出産・育児期にあたる20歳代後半から30歳代にかけての就業率が下がる、いわゆるM字型の傾斜がみられる傾向がありました。

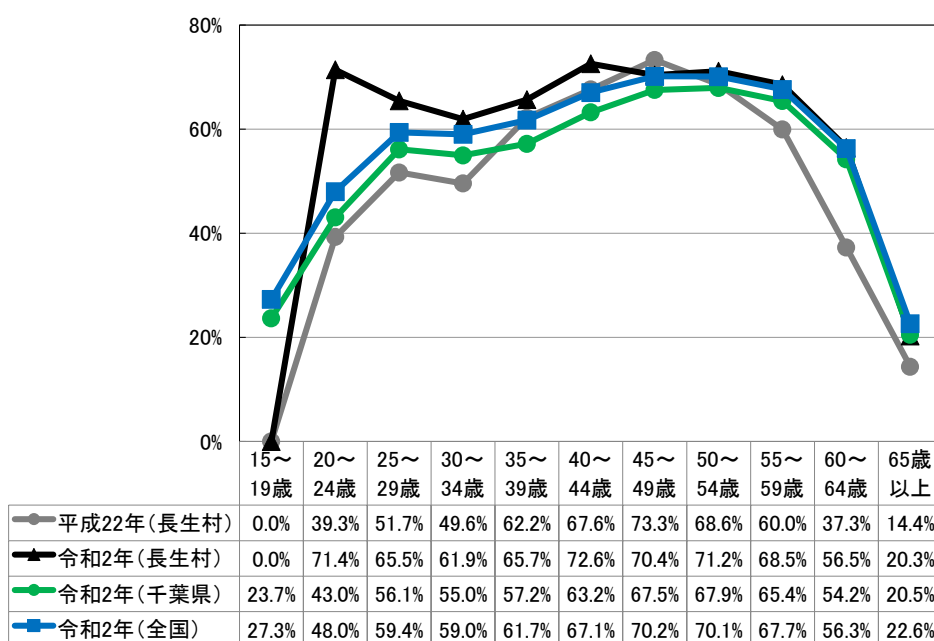
令和2年の国勢調査によると、本村でも千葉県・全国値と同様に30～39歳の層において、就業率の低下がみられますが、平成22年の値と比べると、M字の底の傾斜は緩やかになっています。

また、配偶者がいる女性の就業率も、平成22年の値と比べると、全体的に就業率の上昇が見られ、特に55歳以上の年齢層において、就業率の上昇がみられます。

女性（全体）の就業率



女性（有配偶者）の就業率

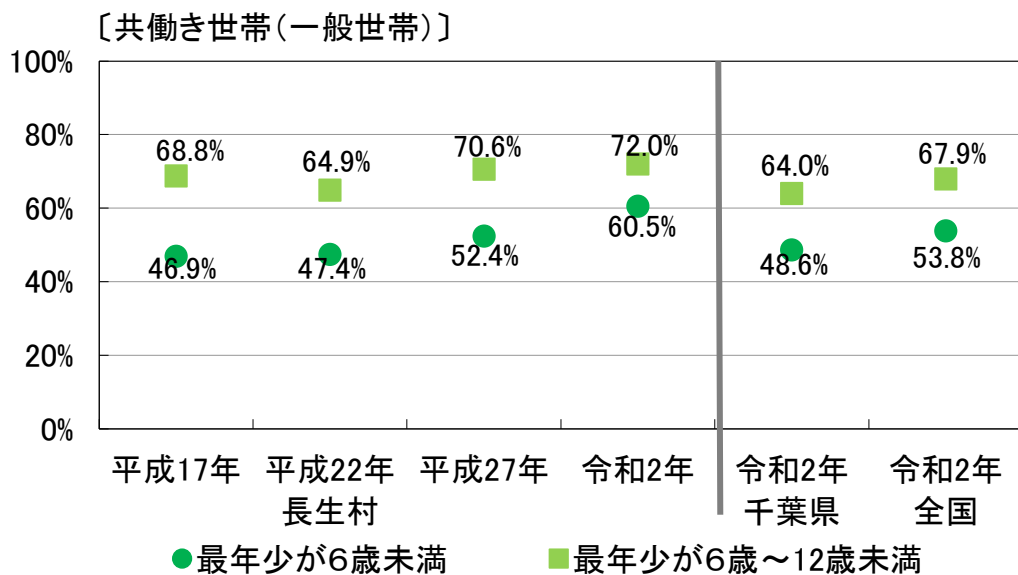


資料：国勢調査（各年10月1日時点）

2) 長生村の共働き家庭の割合

本村の共働き家庭の割合は、最年少の子どもが6歳未満の世帯において年々増加しており、令和2年には6割を超えています。また、最年少の子どもが6歳～12歳未満の世帯においても、平成27年以降、7割を超えています。いずれも千葉県・全国平均を上回る高い割合となっています。

共働き家庭の割合の動向



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

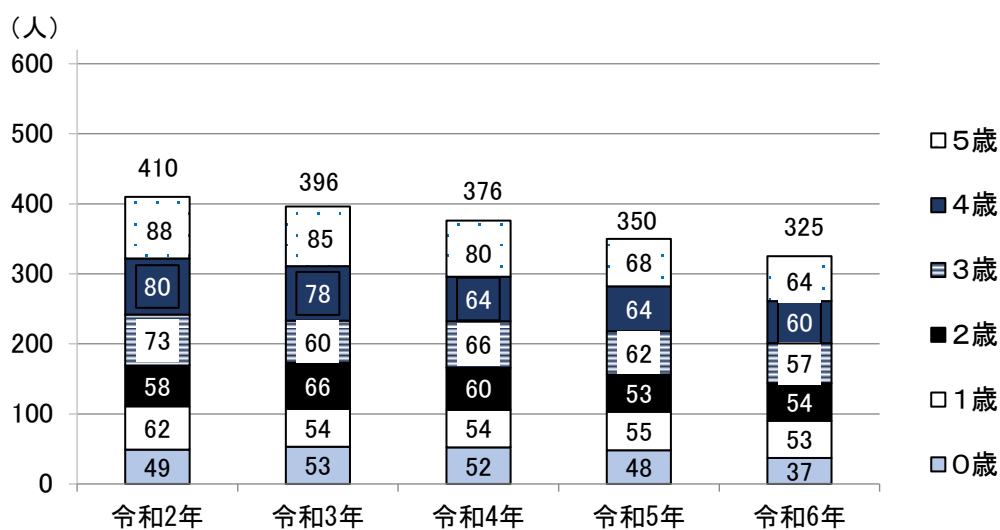
第2節 教育・保育の状況

(1) 子どもの人口の推移

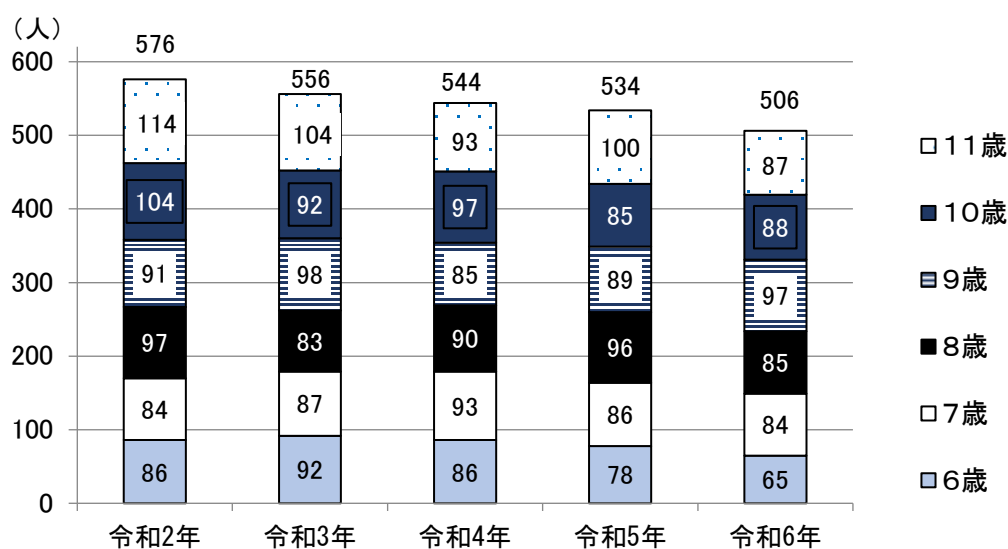
本村における小学生以下の子どもの人口は、年々減少しています。

就学前児童は、令和2年には410人だったものが令和6年には325人、小学生は、令和2年には576人だったものが令和6年には506人に減少しています。

就学前児童



小学生



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

(2) 就学前の教育・保育の状況

1) 認定こども園

本村には、村立の認定こども園が3か所あります。

名 称	住 所	定 員	開所時間
八積こども園	長生村金田 2727 番地	150 人	月曜日～土曜日 7：30～19：00 ※土曜日は 17：00 まで
高根こども園	長生村本郷 6937 番地	120 人	
一松こども園	長生村一松丁 530 番地 1	90 人	

●在籍児童数の推移

在籍児童数について、村内人口に対する割合をみると、3～5歳児については、1号認定、2号認定をあわせると、村内の約9割の子どもが在籍している状況が続いています。また、0～2歳児については、割合は年々高まってきており、令和6年4月1日現在では、0歳児が1割、1歳児が6割半ば、2歳児が7割半ばとなっています。

区 分	単 位	令和2年度※	令和3年度※	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計	(人)	298	278	270	249	241
1号認定(3～5歳児)				20	20	19
2号認定(3～5歳児)		225	205	172	156	143
3号認定(0～2歳児)		73	73	78	73	79
0歳児		6	5	7	7	4
1歳児		26	28	24	32	35
2歳児		41	40	47	34	40
1号認定(3～5歳児)	(%)			9.5%	10.3%	10.5%
2号認定(3～5歳児)		93.4%	91.9%	81.9%	80.4%	79.0%
3号認定(0～2歳児)		43.2%	40.6%	47.0%	46.8%	54.9%
0歳児		12.2%	9.4%	13.5%	14.6%	10.8%
1歳児		41.9%	51.9%	44.4%	58.2%	66.0%
2歳児		70.7%	60.6%	78.3%	64.2%	74.1%

※令和3年度までは保育所として開所

資料：子ども教育課（各年4月1日時点）

●年度途中の0歳児の入園者数

0歳児については、生後6か月から受け入れをしていますが、育児休業明けの0歳児が、随時入園するため、各年度当初の4月1日時点と年度末の3月末日との入園者数には差があります。

年度途中の0歳児の入園者数については、年度によって差はありますが、ほぼ年度当初の2倍に当たる人数まで増える状況が続いています。

年 齢	村立認定こども園入園者数											
	【a】各年度4月1日時点入園者数 【b】各年度3月末日時点入園者数 【c】年度途中入園者数(b)-(a)											
	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	a	b	c	a	b	c	a	b	c	a	b	c
1号認定 (3～5歳児)							20	23	3	20	21	1
2号認定 (3～5歳児)	225	229	4	205	208	3	172	172	0	156	159	3
3号認定 (0歳児)	6	12	6	5	12	7	7	15	8	7	15	8
3号認定 (1歳児)	26	26	0	28	30	2	24	28	4	32	34	2
3号認定 (2歳児)	41	41	0	40	39	▲1	47	49	2	34	33	▲1
合計	298	308	10	278	289	11	270	287	17	249	262	13

資料：子ども教育課

2) 村外施設利用者

村外の施設に通園している児童数は毎年およそ10～20人程度となっています。

区 分	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計	(人)	13	20	13	17	15
1号認定(3～5歳児)		6	6	9	12	15※
2号認定(3～5歳児)		7	10	4	5	0
3号認定(0～2歳児)		0	4	0	0	0
0歳児		0	0	0	0	0
1歳児		0	4	0	0	0
2歳児		0	0	0	0	0

※私学助成幼稚園等を利用する新1号認定、新2号認定を含む

資料：子ども教育課

(3) 地域子ども・子育て支援事業（法定13事業）

本村の第2期計画における地域子ども・子育て支援事業の実施状況については、下記のとおりです。

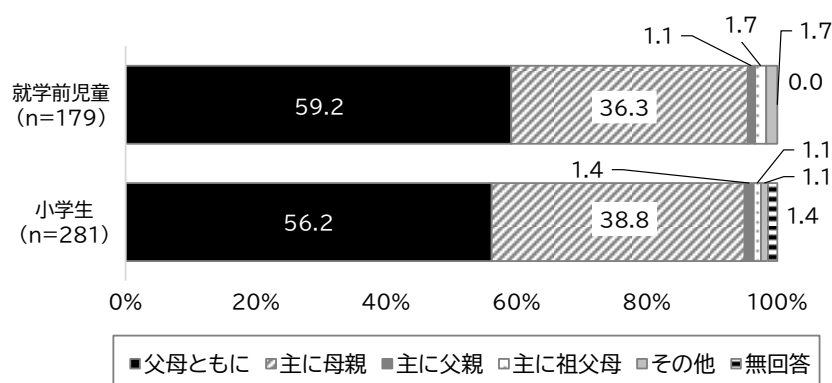
No.	国指定の13事業		長生村での実施状況		
			国基準	国基準以外	未実施
1	利用者支援事業		○		
2	地域子育て支援拠点事業			○	
3	延長保育事業		○		
4	一時預かり事業	幼稚園型(1号認定対象)	○		
		一般型(未就園児対象)	○		
5	子育て短期支援事業				○
6	乳児家庭全戸訪問事業		○		
7	病児保育事業		○		
8	放課後児童健全育成事業(学童保育)		○		
9	妊婦健康診査事業		○		
10	養育支援訪問事業等			○	
11	ファミリー・サポート・センター事業				○
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業		○		
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業				○

第3節 ニーズ調査結果からみた村の課題

(1) 子どもを取り巻く家庭等の状況（保護者向け調査）

1) 子育て（教育を含む）を主に行っている方 ※単数回答

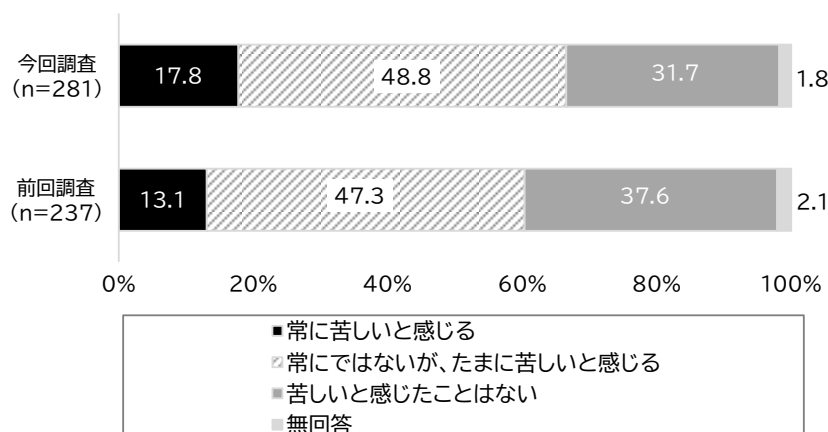
子育て（教育を含む）を主に行っているのは、就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに「父母ともに」が6割弱、「主に母親」が4割弱でした。



2) 子育て家庭の経済状況について ※単数回答

この1年間で、子育て（教育を含む）に関して経済的に苦しいと感じたことについて、「常に苦しいと感じる」のは、小学生保護者の17.8%、「常にではないが、たまに苦しいと感じる」のは48.8%を占めました。

前回調査と比べると、「苦しいと感じたことはない」の割合がやや低下し、「常に苦しいと感じる」・「常にではないが、たまに苦しいと感じる」の割合がやや増加しています。



※本問は、小学生保護者のみを対象に実施。

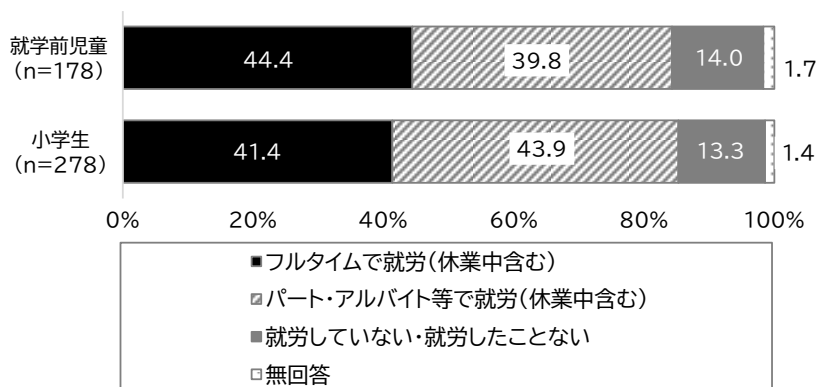
※前回調査とは、第2期計画策定に当たって、平成31年1月に実施した調査結果となります。

3) 子どもの保護者の就労状況 ※単数回答

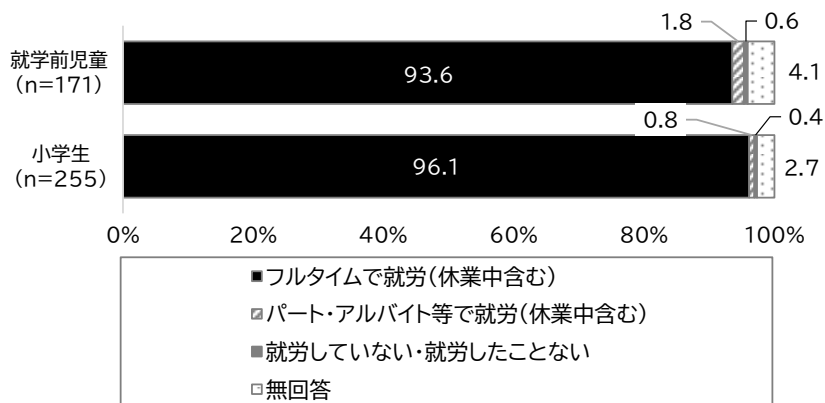
母親の就労状況については、育児休業中等の方を含むと、就学前児童保護者ではフルタイム勤務が44.4%、パート・アルバイト等勤務が39.8%、小学生保護者ではフルタイム勤務が41.4%、パート・アルバイト等勤務が43.9%でした。父親の就労状況については、就学前児童保護者ではフルタイム勤務が93.6%、パート・アルバイト等勤務が1.8%、小学生保護者ではフルタイム勤務が96.1%、パート・アルバイト等勤務が0.8%でした。

配偶者の有無、母親及び父親の就労状況について、再集計すると、就学前児童世帯の78.0%、小学生世帯の75.9%が共働き世帯となっており、父母どちらかが就労していない専業主婦または専業主夫世帯と考えられるのは、就学前児童保護者の13.5%、小学生保護者の11.8%でした。

母親の就労状況



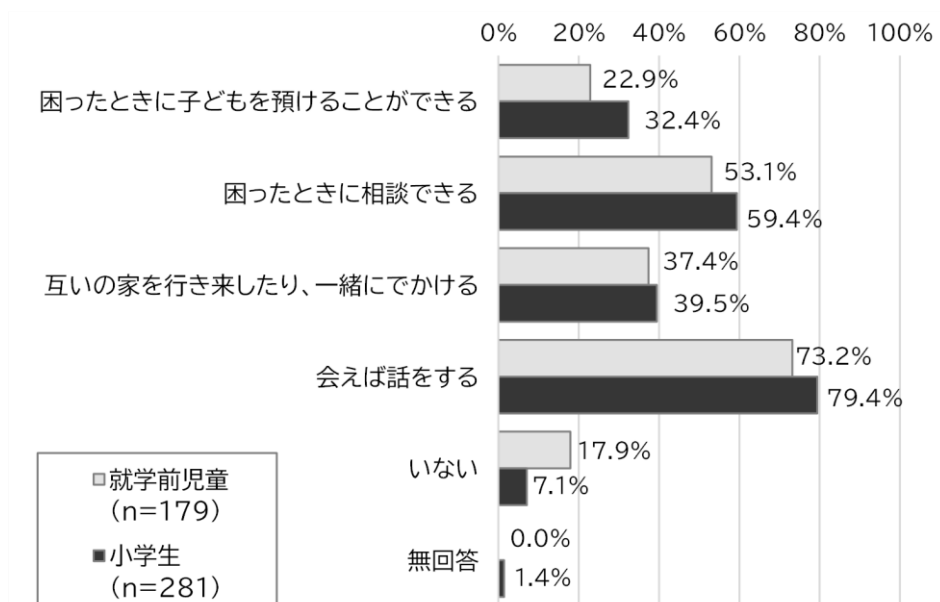
父親の就労状況



4) 地域とのかかわり ※単数回答

住んでいる地域における友達の存在については、就学前保護者・小学生保護者ともに「会えば話をする」がもっとも多くなっています。

また、「いない」と回答した割合は、就学前保護者は17.9%、小学生保護者で7.1%となっています。



本村における子どもを取り巻く家庭等の状況

○子育てに対する負担は、4割弱の家庭で母親に集中していると考えられる。

○小学生保護者のうち、2割弱が経済的に「常に苦しい」と感じている。

○就学前児童保護者、小学生保護者ともに8割弱の家庭が共働き家庭。父母どちらかが就労していない家庭は1割強にとどまる。

○住んでいる地域における友達の存在について「いない」と回答した割合は、就学前保護者は17.9%、小学生保護者で7.1%となっている。

（２）子育て支援について（保護者向け調査）

１） 村の子育て支援の満足度 ※単数回答 ※図は次ページ

「満足」と「やや満足」と回答した割合が半数を超えているのは、就学前児童保護者については、「こども園の施設整備」、「就学前の教育・保育」、「特別保育」、「子育て情報の発信」、「乳幼児健診・相談等の健康施策」、「子どもの安心安全な環境」、「交通安全教育の推進」の7項目で、小学生保護者については、「こども園の施設整備」、「就学前の教育・保育」、「特別保育」、「学童保育所」、「乳幼児健診・相談等の健康施策」、「小学校の施設整備」、「子どもの安心安全な環境」、「交通安全教育の推進」の8項目となっています。

「やや不満」と「不満」と回答した割合が高かったのは、就学前児童保護者、小学生保護者ともに、「小児医療体制」、「交通環境の整備」、「防犯体制」の項目となっています。

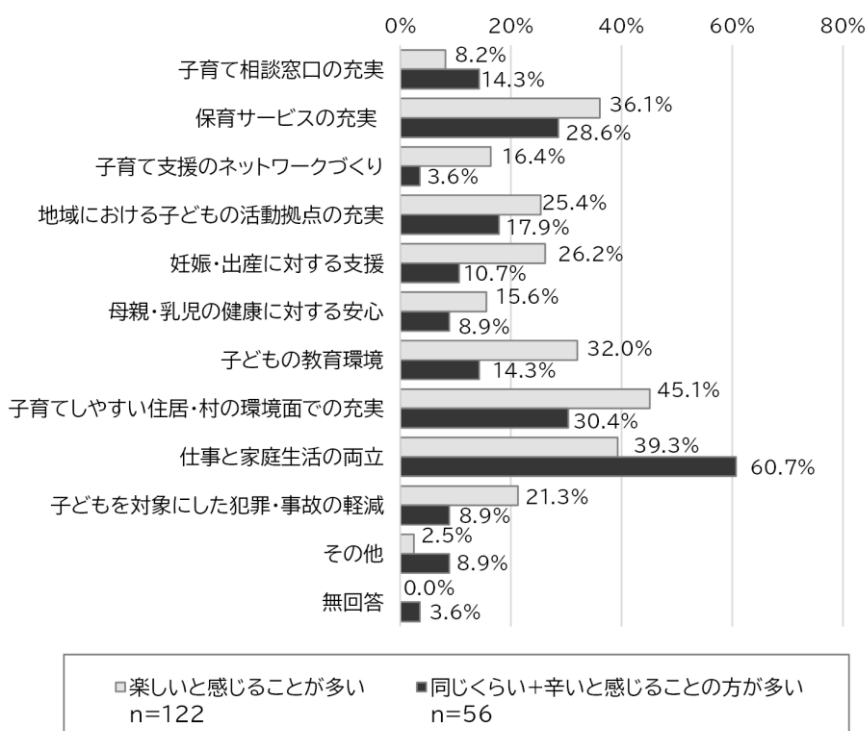
２） 子育てに必要な支援・対策 ※複数回答

子育てを「楽しいとすることが多い」と回答した方、「楽しいとすることが多い」と感じるのと辛いと感じることが同じくらい」及び「辛いと感じることが多い」と回答した方に子育てに有効・必要だと思う支援等を聞いた結果が下図のとおりです。

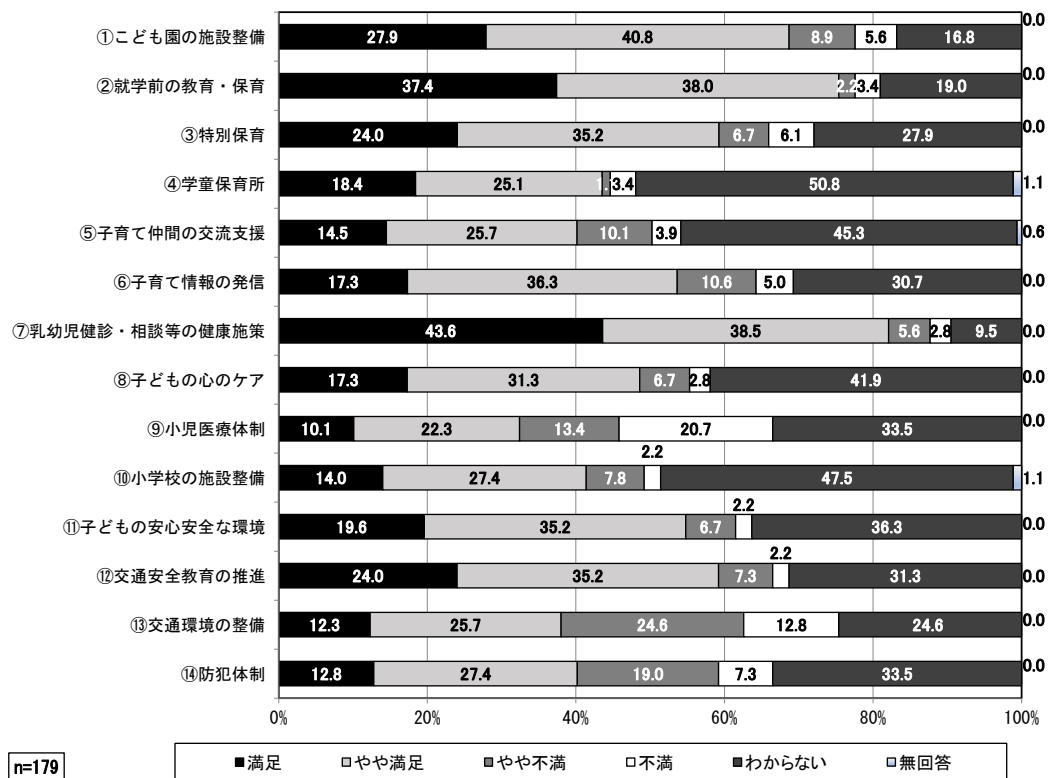
「楽しいとすることが多い」と回答した方の有効だと思う支援等としては、「子育てしやすい住居・村の環境面での充実」が45.1%ともっとも高くなっています。

一方、「楽しいとすることが多い」と感じるのと辛いと感じることが同じくらい」と回答した方及び「辛いと感じることが多い」回答した方の辛さを解消するために必要な支援としては「仕事と家庭生活の両立」が60.7%ともっとも高くなっています。

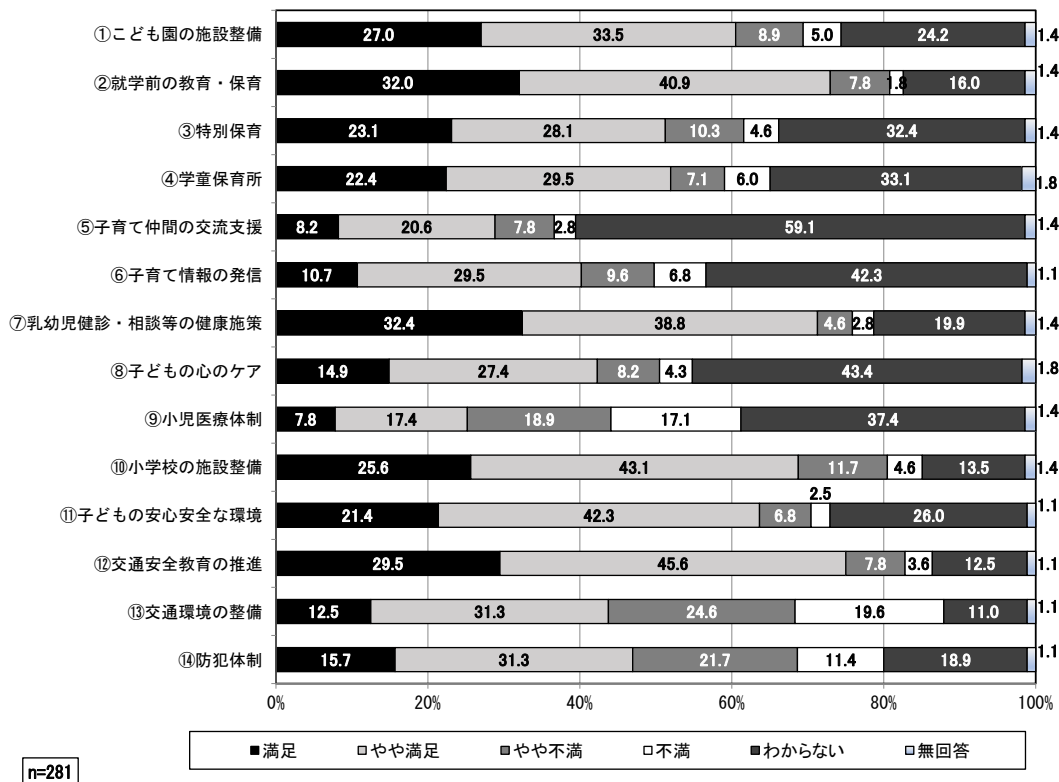
子育てに必要な支援・対策（就学前児童保護者）



本村の子育て支援に対する満足度（就学前児童保護者）

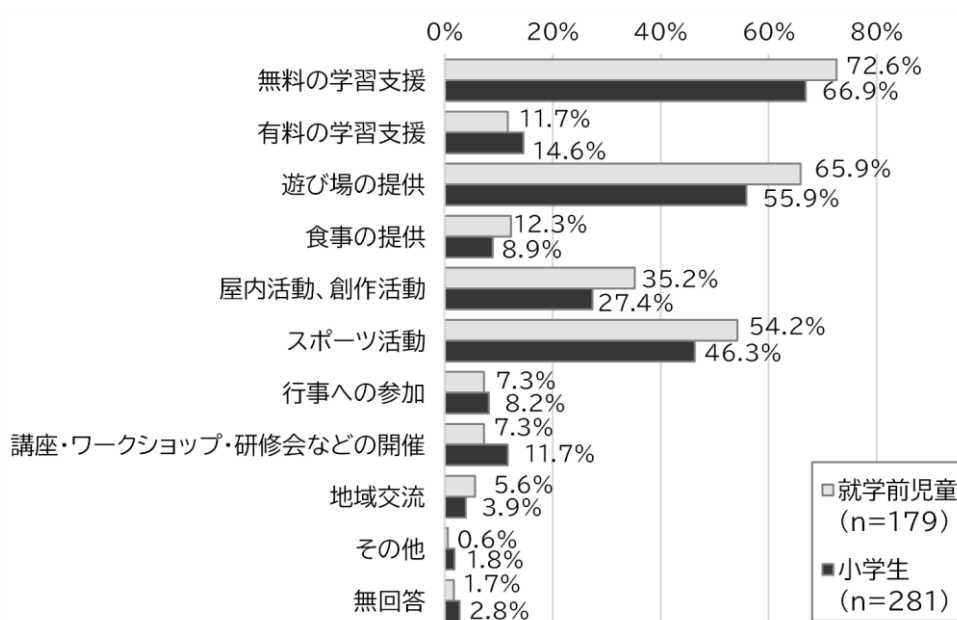


本村の子育て支援に対する満足度（小学生保護者）



3) あったら便利だと思う小学生向けの放課後のサービス ※複数回答

あったら便利だと思う放課後のサービスとして、就学前保護者・小学生保護者ともに「無料の学習支援」がもっとも多く、「遊び場の提供」、「スポーツ活動」、「屋内活動、創作活動」と続きます。



※就学前については、小学校就学後について回答。

子育て支援に対する満足度や考え

〇村の子育て支援の満足度としては、こども園や学校などの施設整備、各保育サービス、母子保健事業、交通安全教育については、就学前児童保護者、小学生保護者ともに満足している方が多い。一方で、小児医療体制、交通環境の整備、防犯体制については、就学前児童保護者、小学生保護者ともに不満を持っている方が多い。

〇子育てを「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」及び「辛いと感じることの方が多」と回答した方の60.7%が子育ての辛さを解消するために必要な支援として、「仕事と家庭生活の両立」と回答。

〇あったら便利だと思う小学生向けの放課後のサービスとしては、「無料の学習支援」がもっとも多く、就学前児童保護者、小学生保護者ともに7割前後から回答があった。また、「遊び場の提供」、「スポーツ活動」についても半数程度の方から回答があった。

(1) 小中学生の居場所について（子ども向け調査）

1) 場に対する認識について ※単数回答

「自分の家」、「学校」、「現在、住んでいる地域」、「インターネット空間」の4つの場ごとに、「居場所になっている」、「相談できる人がいる」、「助けてくれる人がいる」の3項目について、肯定的な認識（「そう思う」＋「どちらかといえば、そう思う」）を示した割合を示しています。

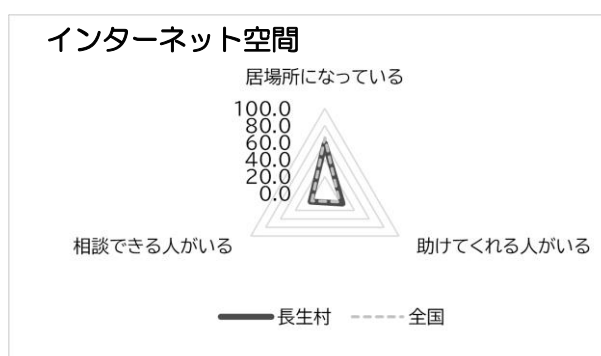
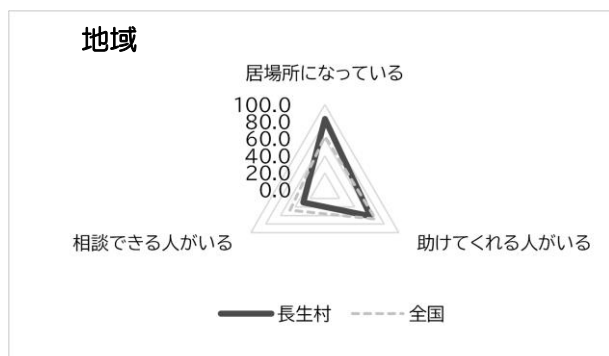
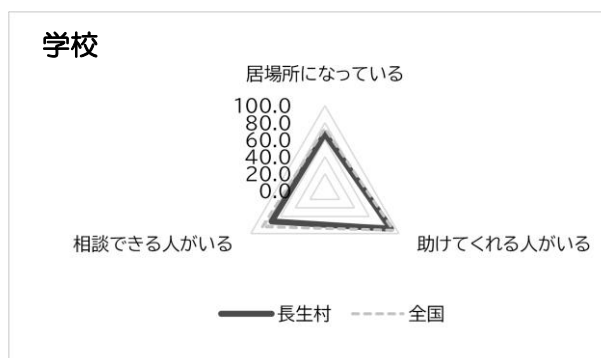
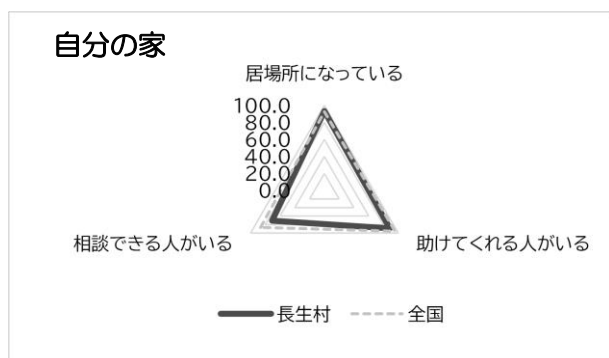
本村の結果と全国値とを比較すると、「居場所になっている」に対する肯定的な回答割合は、「現在、住んでいる地域（以下「地域」とします）」は本村の割合が全国値を約20ポイント上回っていますが、「自分の家」は全国値と同程度、「学校」及び「インターネット空間」は全国値をやや下回っています。

また、「助けてくれる人がいる」及び「相談できる人がいる」に対する肯定的な回答割合は、「インターネット空間」を除く3つの場で全国値を下回っています。

	長生村			全国※1		
	居場所になっている	助けてくれる人がいる	相談できる人がいる	居場所になっている	助けてくれる人がいる	相談できる人がいる
自分の家※2	93.4	88.6	70.7	92.5	95.8	86.5
学校	67.1	89.2	71.9	73.3	92.5	84.2
現在住んでいる地域	83.2	61.7	29.3	63.0	68.5	47.2
インターネット空間	58.2	24.0	19.2	65.4	19.9	17.7

※1：全国値は、内閣府が令和4年11月に実施した「こども・若者の意識と生活に関する調査」（10～14歳対象）を参考としている。

※2：全国値では、親せきの家を含んだ選択肢となっている。

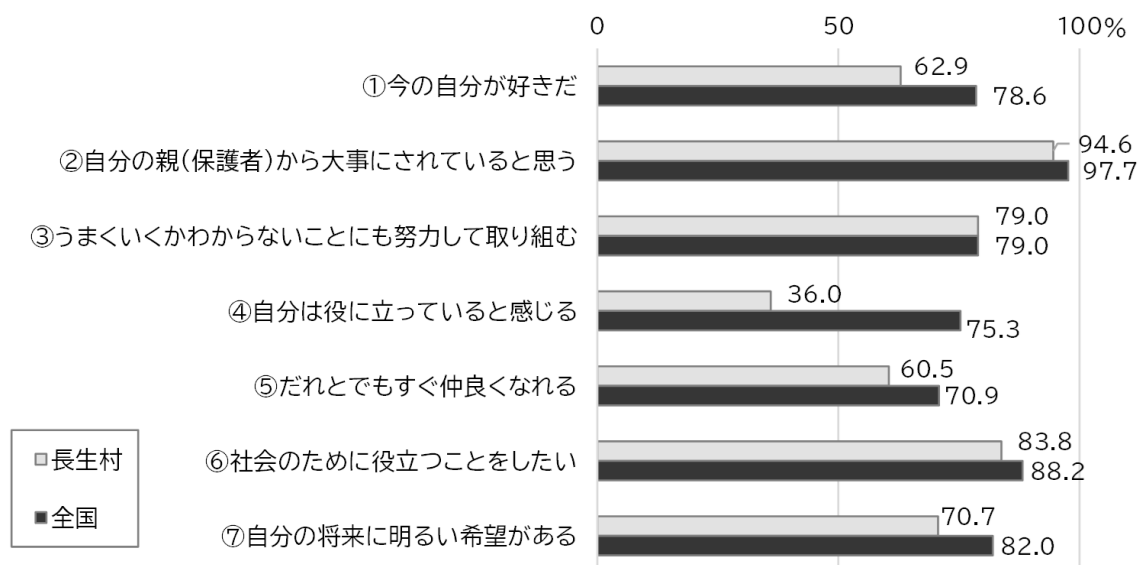


2) 小中学生の自己認識について ※単数回答

自己に関する7項目※について、肯定的な認識（「そう思う」＋「どちらかといえば、そう思う」）を示した割合を示しています。

本村の結果と全国値とを比較すると、肯定的な回答割合は、「うまくいくかわからないことにも努力して取り組む」を除く6項目で全国値を下回っています。

特に、自己肯定感（今の自分が好きだ）、将来の希望（自分の将来に明るい希望がある）、自己有用感（自分は役に立っていると感じる）に対する肯定的な認識を示している割合が、全国値と比べて低い傾向がみられます。



※「④自分は役に立っていると感じる」については、調査では「自分は役に立たないと感じることがある」と聞いていますが、上表では比較のために選択肢と回答を読み替えて示しています。

3) 小中学生の自己認識と居場所の関係について ※単数回答

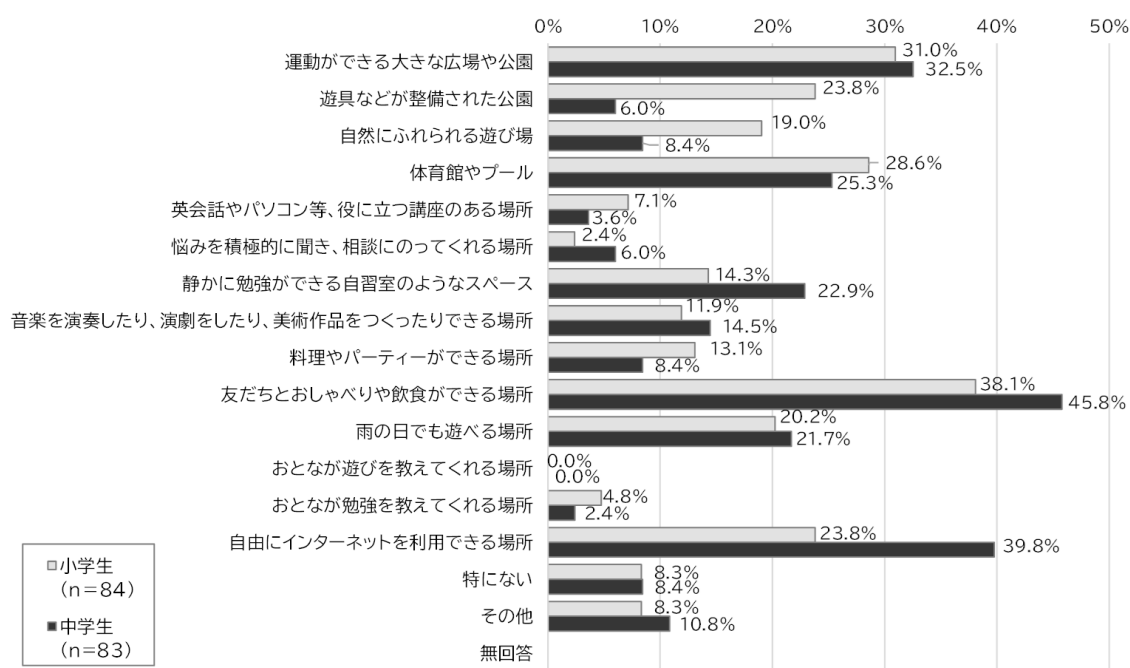
全国値と比べて低い傾向がみられた、自己肯定感、将来の希望、自己有用感に対する3項目の認識別にみた、「居場所」に対する肯定的な認識の割合を下表で示しています。

自己肯定感、将来の希望、自己有用感について、否定的な認識をしている児童生徒は、肯定的な認識をしている児童生徒と比べて、学校や地域を「居場所」と認識している割合が低く、「インターネット空間」を居場所と認識している割合が高い傾向がうかがわれます。

	自己肯定感がある		将来への希望がある		自己有用感がある	
	肯定的	否定的	肯定的	否定的	肯定的	否定的
自分の家	95.2	93.0	94.9	88.9	95.0	95.2
祖父母などの親せきの家	85.7	83.7	86.4	70.4	86.7	82.1
学校	78.1	51.2	75.4	44.4	78.3	60.7
現在住んでいる地域	91.4	69.8	88.1	70.4	86.7	81.0
インターネット空間	57.1	67.4	59.3	63.0	43.3	65.5

4) 学校以外で過ごす場所として、長生村にどんな場所があるといいと思うか ※複数回答

長生村にあるといいと思う場所としては、小学生・中学生ともに「友だちとおしゃべりや飲食ができる場所」がもっとも高くなっています。次いで高い項目としては、小学生では「運動ができる大きな広場や公園」、「体育館やプール」となっており、中学生では「自由にインターネットを利用できる場所」、「運動ができる大きな広場や公園」となっています。



小・中学生の居場所

○「居場所」として肯定的に認識している割合は、自分の家は約9割、地域は8割、学校は約7割、インターネット空間は約6割で、全国値と比べると地域の割合が高い。

○自己肯定感、将来の希望、自己有用感に対する肯定的な認識を示している割合が、全国値と比べて低い。

○自己肯定感、将来の希望、自己有用感に対して否定的な認識をしている児童生徒は、肯定的な認識をしている児童生徒と比べて、学校や地域を「居場所」と認識している割合が低く、「インターネット空間」を居場所と認識している割合が高い。

○長生村にあるといいと思う場所としては、小学生・中学生ともに友達とおしゃべりや交流のできる場を求める割合がもっとも高く、運動ができる場所を求める割合も高い。また、中学生ではインターネットが利用できる場所を求める割合も高い。

第2章 計画の基本理念及び施策の展開

第1節 子ども・子育ての基本理念

子ども・子育て支援法では、子育てについての第一義的な責任が親にあることを前提にしつつ、子どもやその子どもを育てる家族や地域の子育て力の低下等を踏まえ、子育てに関する新たな支え合いの仕組みを構築することを目的としています。

本村の計画では、上位計画である総合計画の将来像の実現とともに、子どもたちや子育て世代が安心して暮らし続けることができ、さらに子育て子育てを支援する地域社会づくりを目指し、

「健やかで安心な子育てができるまち 長生」

を基本理念とし、子ども・子育てにかかわる福祉の推進に取り組んできました。

子育ての第一義的責任は保護者にありますが、本村の未来を担う子どもたちが、心身ともに健やかに成長ができるためには、子どもの最善の利益※を第一に考えつつ、家庭だけでなく、学校、地域、企業等がそれぞれの役割を認識し、協力しあって子育てを進めていく必要があります。

したがって、第3期計画においても、この基本理念に基づき、施策を推進していきます。

※子どもの最善の利益

子どもに関することが行われるときに、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えること。

第2節 基本目標及び施策の体系

本計画では、次の6つの基本目標に即し、推進に取り組んでいきます。

基本目標1	地域における子育ての支援
	安心して子育てができるよう、子育て家庭を社会全体で支えるという視点に立った取組を推進します。子育て支援のネットワークや、児童の健全育成のための環境をつくるとともに、経済的支援の充実を図っていきます。
基本目標2	子どもと母親の健康の確保及び増進
	子どもの健やかな成長のため、母子の健康の確保や増進を図ります。母子保健事業の充実、小児医療体制の確保とともに、生涯にわたって子どもが心身ともに健康に過ごせるよう、食育、保健などの正しい知識について発達段階に応じて伝えていきます。
基本目標3	子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備
	子どもの健やかな成長のため、教育環境の整備に努めます。学校における教育とともに、家庭・地域の教育力の向上を図っていきます。また、次代の親となる子どもたちが主体的に学んでいくことができるような環境を整備していくことが必要です。
基本目標4	子育てを支援する安全な生活環境の整備
	安心して子育てができるよう、居住環境や子どもの安全を確保するための取組を推進します。
基本目標5	仕事と家庭の両立の推進
	安心して子育てができるよう、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を推進します。国・県・関係団体等と連携し、意識改革を推進するための啓発・広報などを推進します。
基本目標6	要保護児童※への対応などきめ細かな取組の推進
	児童虐待の早期発見・未然防止のために、関係機関が連携し、サポート体制を構築していきます。また、ひとり親家庭や、障がいを持つ子どもに対しては、相談体制の充実を図りながらきめ細かな支援に努めます。

※要保護児童

児童福祉法に規定される保護者のない児童または保護者に看護させることが不適當であると認められる児童を指します。虐待を受けた子どもに限らず、非行児童なども含まれます。

健やかで安心な子育てができるまち 長生

各論Ⅰ 子ども・子育て支援事業

1. 子ども・子育て支援給付	〔子どものための教育・保育給付〕 等
2. 地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援事業 ② 延長保育事業 ③ 放課後児童健全育成事業 ④ 子育て短期支援事業 ⑤ 地域子育て支援拠点事業 ⑥ 一時預かり事業 ⑦ 病児保育事業 ⑧ ファミリー・サポート・センター事業 ⑨ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑩ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ⑪ 乳児家庭全戸訪問事業 ⑫ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業 ⑬ 妊婦健診健康診査事業 ⑭ 産後ケア事業

各論Ⅱ 子ども・子育て支援施策〔次世代育成支援対策地域行動計画〕

1. 地域における子育ての支援の充実	① 子育て支援のネットワークづくり ② 児童の健全育成 ③ 経済的支援の充実
2. 子どもと母親の健康の確保及び増進	① 子どもと母親の健康の確保 ② 食育の推進 ③ 思春期保健対策の充実 ④ 小児医療の充実
3. 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備	① 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 ② 家庭や地域の教育力の向上 ③ 次世代の親の育成 ④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 ⑤ 子どもの権利づくりの推進
4. 子育てを支援する安全な生活環境の整備	① 安心して子育てのできる生活環境の整備 ② 子どもの安全を確保するための活動の推進
5. 仕事と家庭の両立の推進	① 多様な働き方の実現及び働き方の見直し等 ② 仕事と子育ての両立の推進
6. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	① 児童虐待防止対策の充実 ② ひとり親家庭の自立支援の推進 ③ 障がい児施策の充実

各論Ⅲ 計画の推進

1. 計画の推進に向けて	2. 計画の進行管理・点検について
--------------	-------------------

各論Ⅰ 子ども・子育て支援事業

第1章 子ども・子育て支援事業計画の概要

第1節 子ども・子育て支援制度の概要

(1) 制度の全体像

子ども・子育て支援新制度は、大きく「子ども・子育て支援給付事業」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに分かれます。

「子ども・子育て支援給付事業」は、幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。また、令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い創設された施設等利用費によって、認可外保育施設等も給付対象となります。さらに、新たに令和7年度から妊婦のための支援給付、令和8年度から乳児等のための支援給付が創設され、妊婦及び満3歳未満の子ども（保育の必要性のある子どもを除く）を対象とした乳児等通園支援事業*等も給付対象となる方向性が示されています。

「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

本節及び次節では、これらの事業需要量の見込みや、確保の方策について定めます。

※ 乳児等通園支援事業

保護者の就労状況等に関わらず満3歳未満の子ども（保育所や認定こども園に入所しているものを除く）が保育園・認定こども園等を利用できる制度です。詳細はまだ国で検討が進められているところです。こども誰でも通園制度とも称されます。

■子ども・子育て支援制度の全体像（令和8年4月～）

1. 子ども・子育て支援給付事業

子育てのための施設等利用給付

施設型給付※1

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所・保育園等

地域型保育給付※2

- 小規模保育（定員は6人以上 19人以下）
- 家庭的保育（保育者の居宅等において保育を行う。定員は5人以下）
- 居宅訪問型保育（子どもの居宅等において保育を行う）
- 事業所内保育（事業所内の施設等において保育を行う）

子育てのための施設等利用給付

施設等利用費※3

- 幼稚園（新制度に未移行）
- 特別支援学校
- 預かり保育事業
- 認可外保育施設等

乳児等のための支援給付

乳児等支援給付

- 乳児等通園支援事業

※上記の他、子どものための現金給付（児童手当）、妊婦のための支援給付も位置付けられています。

2. 地域子ども・子育て支援事業

- ① 利用者支援事業
- ② 延長保育事業
- ③ 放課後児童健全育成事業
- ④ 子育て短期支援事業
- ⑤ 地域子育て支援拠点事業
- ⑥ 一時預かり事業
- ⑦ 病児保育事業
- ⑧ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑨ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑩ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- ⑪ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑫ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業
- ⑬ 妊婦健康診査事業
- ⑭ 産後ケア事業

※1 施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設です。市町村が保護者に対して施設型給付費を支給することとなります。

※2 地域型保育給付

定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

※3 施設等利用費

幼児教育・保育の無償化の対象となる子どもが、教育・保育給付の対象外となる新制度に未移行の幼稚園、特別支援学校、認可外保育施設等を利用する場合、施設等利用費を支給します。

(2) 認定基準

1) 認定区分

幼稚園や保育所などの学校教育・保育については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分にそれぞれ認定しています。

- ・ 1号認定を受けた子どもには、幼稚園または認定こども園の幼稚園機能が学校教育を提供
- ・ 2号及び3号認定を受けた子どもには、保育所、地域型保育または認定こども園の保育所機能が保育を提供

■ 3つの認定区分

1号認定 教育標準時間認定

お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合 **利用先** 幼稚園、認定こども園

2号認定 満3歳以上・保育認定

お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な理由（就労、出産等）」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 **利用先** 保育所・保育園等、認定こども園

3号認定 満3歳未満・保育認定

お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な理由（就労、出産等）」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 **利用先** 保育所・保育園等、認定こども園、地域型保育

2) 保育の必要性の認定

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）に当たっては以下の3点についての基準に基づき、認定を行います。

事由

- ・ 就労…フルタイムの他、パートタイム、夜間の就労など基本的に全ての就労
- ・ 就労以外の事由…保護者の疾病・障がい、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして本村が定める事由

区分(月単位の保育の必要量に関する区分)

- ・ 保育標準時間…主にフルタイムの就労を想定した長時間利用
- ・ 保育短時間…主にパートタイムの就労を想定した短時間利用

優先利用

- ・ ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

第2節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、各自治体において「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。

本村では、第2期計画策定時にニーズ調査及び子ども・子育て会議での審議結果及び、各地域の子ども人口や資源の状況を踏まえ、基本的な教育・保育提供区域について長生村全域を1区域と設定しました。第3期計画においては人口の減少が見られるものの、資源の変動には影響がないと思われることから、第2期計画と同様に長生村全域を1区域として設定します。

第2章 量の見込みと提供体制

第1節 量の見込み算定に関する留意事項

(1) 量の見込みの算出項目と考え方について

量の見込みの算出については、国から「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」算出等の手引き（以下「国の手引き」とします）」とワークシートが示されています。

「国の手引き」やワークシートに基づく算出は、市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの標準的な算出方法を示すものとして全国一律で提示されたものであり、より効果的、効率的な方法による算出を妨げるものではないとされています。

本村では、実績値の推移を鑑み量の見込みとして設定しました。

●子ども・子育て支援給付

算出項目		考え方	算出根拠
教育・保育 (幼稚園希望者)	1号	令和4年～令和6年の利用率の平均値×推計人口で算出。	実績値
	2号(教育希望)		
教育・保育 (保育の必要性あり)	2号(保育希望)	令和4年～令和6年の利用率の平均値×推計人口で算出。	実績値
	3号(0歳)	令和2年～令和6年の利用率の最大値×推計人口で算出。	実績値
	3号(1歳)	令和2年～令和6年の利用率の最大値×推計人口で算出。	実績値
	3号(2歳)	令和2年～令和6年の利用率の最大値×推計人口で算出。	実績値

●妊婦のための支援給付・乳児等のための支援給付

算出項目	考え方	算出根拠
妊婦等包括相談支援事業	翌年の0歳児推計人口×3回で算出。	国の手引き
乳児等通園支援事業	3人×年間10日利用すると想定して算出。	実績値 国の手引き

●地域子ども・子育て支援事業

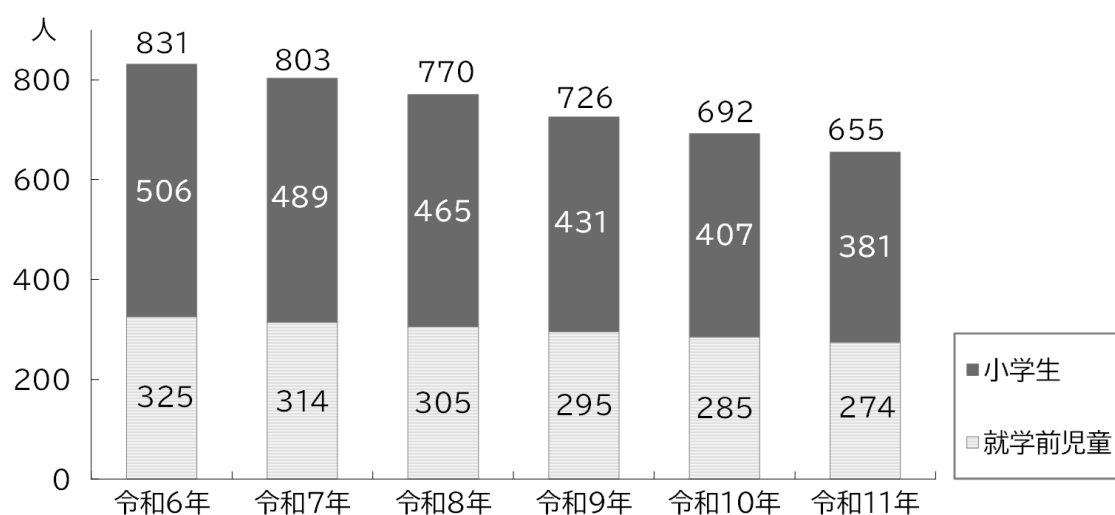
算出項目		考え方	算出根拠
利用者支援事業		設置予定の箇所数。	箇所数
時間外保育事業（延長保育事業）		令和2年～令和6年の利用率の平均値を、こども園（2号・3号）利用者数の量の見込みに乗じて算出。	実績値
放課後児童健全育成事業		令和2年～令和6年の利用率の最大値を推計人口に乗じて算出。	実績値
子育て短期支援事業		泊りがけで「子どもを留守番させた」割合を推計人口に乗じて算出。	国の手引き
養育支援訪問事業等	養育支援訪問事業	令和2年～令和5年の支援が必要な児童の継続支援を行った実績に対する割合を推計人口に乗じて算出。	実績値
	子育て世帯訪問支援事業	支援が必要な児童の人口に対する割合を推計人口に乗じて算出。	実績値
	児童育成支援拠点事業	支援が必要な児童の人口に対する割合を推計人口に乗じて算出。	実績値
	親子関係形成支援事業	支援が必要な児童の人口に対する割合を推計人口に乗じて算出。	実績値
乳児家庭全戸訪問事業		0歳児推計人口。	国の手引き
地域子育て支援拠点事業		「おやこあそびくらぶ」「ベビーマッサージ教室」の利用率の平均値×推計人口で算出。	実績値
一時保育事業	1号認定対象	令和2年～令和6年の利用平均を1号認定利用者数の量の見込みに乗じて算出。	実績値
	2号認定対象	2号認定の幼稚園希望者が、年間240日（年末年始及び祝日を除く週5日程度）利用すると仮定して算出。	実績値 国の手引き
	未就園児対象	令和2年～令和5年の利用率の平均値を推計人口に乗じて算出。	実績値
病児保育事業		令和2年度～令和5年度の就学前・小学生ごとの利用率の最大値を推計人口に乗じて算出。	実績値
子育て援助活動支援事業		小学校放課後における「ファミリー・サポート・センター」希望割合を推計人口に乗じて算出。	国の手引き
妊婦健康診査事業		翌年の0歳児推計人口×14回で算出。	国の手引き
産後ケア事業		令和2年～令和5年の利用率の最大値を0歳児推計人口に乗じて算出。	実績値 国の手引き
実費徴収に係る補足給付		令和2年度～令和5年度の利用実績（1人）×4,500円×12か月で算出。	実績値

（２）本村における計画期間の子ども人口の見込み

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を推計するため、本村における子どもの将来人口を「コーホート変化率法」※で推計しました。

本村の0～11歳の子ども人口の見込みとして、令和6年には831人（就学前児童合計325人、小学生合計506人）だったものが、令和11年には655人（就学前児童合計274人、小学生合計381人）と、減少することが見込まれます。

		実績	推計				
区分	年齢	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
就学前児童	0歳	37	44	42	40	40	38
	1歳	53	40	47	45	43	43
	2歳	54	54	42	49	47	45
	3歳	57	56	57	44	51	49
	4歳	60	58	57	57	45	52
	5歳	64	62	60	60	59	47
	小計	325	314	305	295	285	274
小学生	6歳	65	65	62	60	60	60
	7歳	84	67	66	63	61	61
	8歳	85	85	67	67	63	61
	9歳	97	86	86	67	68	63
	10歳	88	96	86	86	67	68
	11歳	87	90	98	88	88	68
	小計	506	489	465	431	407	381
合計		831	803	770	726	692	655



※コーホート変化率法

同じ時期に生まれた集団について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

第2節 教育・保育の量の見込みと提供体制

(1) 1号認定（村立認定こども園・幼稚園）

本村の村立認定こども園の1号認定定員の合計は30人となっており、計画期間内の入園者数は、現状の定員を下回ることが見込まれます。

人 数	実 績※	推 計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み	34	29	28	26	25	24
1号認定こども(3～5歳)	34	29	28	26	25	24
② 提供量	30	30	30	30	30	30
特定教育・保育施設	30	30	30	30	30	30

※村外施設利用者を含む。

〔 確保の内容 〕

村立認定こども園において、1号認定の受け入れ体制を継続します。また、村外の幼稚園利用を希望する方が毎年一定数いるため、希望者には必要な支援を行っていきます。

(2) 2・3号認定（村立認定こども園・保育園）

本村の村立認定こども園の2号認定定員の合計は225人、3号認定定員の合計は105人（0歳児18人、1歳児38人、2歳児49人）となっており、計画期間内の入園者数は、現状の定員を下回ることが見込まれます。

0歳児については、年度当初は定員内で充足することが見込まれますが、年度途中の入園申し込み状況で定員を超過する可能性もあるため、必要に応じて利用定員の検討をしていきます。

人 数	実 績	推 計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み	222	221	215	208	200	193
2号認定こども(3～5歳)	143	144	143	132	127	121
3号認定こども(0歳)※	4	6(14)	6(13)	6(13)	6(13)	6(12)
3号認定こども(1歳)	35	28	33	31	30	30
3号認定こども(2歳)	40	43	33	39	37	36
② 提供量	330	330	330	330	330	330
2号認定こども(3～5歳)	225	225	225	225	225	225
3号認定こども(0歳)	18	18	18	18	18	18
3号認定こども(1歳)	38	38	38	38	38	38
3号認定こども(2歳)	49	49	49	49	49	49

※ () 内は、年度末の量の見込み。

〔 確保の内容 〕

村立認定こども園における2号認定及び3号認定の受け入れ体制を継続します。

（３）教育・保育一体的提供と推進に関する体制について

本村では、定期的に連絡協議会等を開催し、認定こども園と小学校との交流を深めています。引き続き、小１プロブレム^{※１}への対応に備え、円滑な移行が可能となるよう、日頃からの連携強化を図ります。

また、認定こども園職員の研修等、村外の幼稚園への授業参観や研究協議などの相互研修や関係機関での幼児教育関係の研修会等に積極的な参加に努め、職員の資質向上に努めます。幼児教育・保育の質の向上に資するよう教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザー^{※２}の配置についても検討していきます。

なお、海外から帰国した児童や外国籍児童、両親が国際結婚の児童などの外国につながる児童がいた場合、関係機関と連携し、適切な対応に努めます。

※１ 小１プロブレム

入学したばかりの小学１年生が、社会的な行動（集団行動、授業中の態度等）になじめない状態が継続すること。

※２ 幼児教育アドバイザー

幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等を巡回、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行う者のこと。幼児教育施設等における一定の職務経験や研修履歴や、幼児教育施設における公衆衛生や危機管理、児童心理、特別支援教育等について専門性を有する者の活用も想定されています。

（４）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施のため、幼稚園、認可外保育施設等の利用者に対する相談体制・情報提供等を充実させるとともに、日頃からの連携強化を図ります。

また、民間事業者から参入等の申し出があった場合、必要に応じて、県との連携を図っていきます。

第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 利用者支援事業

〔 概 要 〕

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業です。

〔 長生村の事業 〕

本村では、妊娠初期から切れ目のない支援を行う身近な相談窓口として子育て世代包括支援センターを開設するとともに、子ども教育課が子どもの総合的な相談窓口として機能しています。また、一松こども園にて「子育て相談」を月2回開催しています。

■ 「子育て相談」 実績の推移

		単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	子育て相談	延件/年	5	18	2	11	

〔 量の見込みと確保の内容 〕

本村では、子育て世代包括支援センターを設置しており、現行の体制を継続し、内容の充実に努めるとともに、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行うこども家庭センターへの移行を検討していきます。

■ 利用者支援事業 量の見込み

	単 位	推 計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	か所	1	1	1	1	1
確保方策	か所	1	1	1	1	1

(2) 延長保育事業（時間外保育事業）

〔 概 要 〕

保育認定を受けた子どもで、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

〔 長生村の事業 〕

本村では標記事業を村立認定こども園3園で実施しています。村立認定こども園入園児童数に対する利用者割合は、3割程度となっています。

■ 延長保育事業 実績の推移

		単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	延長保育事業	人/年	94	97	82	86	38
	保育標準時間	人/年	40	34	38	31	10
	保育短時間	人/年	54	63	44	55	28
対入園児童数の割合	延長保育事業	%	31.5%	34.9%	32.8%	37.6%	16.7%

※令和6年度は5月末時点

〔 量の見込みと確保の内容 〕

本村では標記事業を村立認定こども園3園で実施しており、今後も内容の充実に努めます。なお、延長保育時間の延長につきましては、保護者の要望や体制の確保、必要性を鑑み、協議していきます。

■ 延長保育事業 量の見込み

		単 位	推 計				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延長保育事業	人/年	66	65	63	60	58
	保育標準時間	人/年	25	25	24	23	22
	保育短時間	人/年	41	40	39	37	36
確保方策	延長保育事業	箇所	3	3	3	3	3

（３）放課後児童健全育成事業（学童保育）

〔 概 要 〕

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の空き教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図る事業です。

〔 長生村の事業 〕

本村では、3小学校に対して5施設（小学校の空き教室含む）が整備されており、小学校1年生から6年生まで全て受け入れています。

■ 村内の学童保育所

名 称	住 所	定 員	開所時間
八積学童保育所	八積小学校地内	45	月曜日～土曜日 放課後～19：00 ※土曜日は 7：30～
八積第 2 学童保育所	八積小学校地内	40	
高根学童保育所	高根小学校地内	70	
高根第 2 学童保育所	高根小学校教室内		
一松学童保育所	長生村ふれあい館	30	

新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言下であった令和2年度を除き、児童数に対する入所者数の割合については、1～2年生では3割～4割程度、3～4年生については2割～3割程度、5～6年生については1割～2割程度の児童が利用している状況となっています。

■ 学童保育所入所者数 実績の推移

学 年	学童保育入所者数（人）[各年5月1日時点]				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生	14	38	27	35	
2年生	11	23	35	31	
3年生	13	28	20	30	
4年生	10	28	17	18	
5年生	10	19	22	13	
6年生	0	15	12	14	
合計	58	151	133	141	
学 年	小学校在籍児童に対する割合（%）[各年5月1日時点]				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生	16.3%	43.7%	32.1%	43.8%	
2年生	13.4%	26.4%	38.5%	37.3%	
3年生	13.5%	33.7%	22.2%	31.6%	
4年生	10.9%	28.6%	20.5%	20.0%	
5年生	9.8%	20.7%	22.4%	15.3%	
6年生	0.0%	14.9%	13.0%	14.1%	

また、本村では一時保育事業も実施しています。利用者数は、年度によって差があり、令和5年度は延485人の利用がありました。

■ 学童保育所一時保育事業利用者数 実績の推移

		単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	学童保育 一時保育	延人/年	222	235	510	485	

〔 量の見込みと確保の内容 〕

量の見込みにおいて、利用者数は、定員を下回ることが見込まれることから、今後は内容の充実に努めます。また、障がい児など特別な支援が必要な場合は、関係機関と連携し、適切な対応に努めていきます。なお、保育時間の延長につきましては、保護者の要望や体制の確保、必要性を鑑み、協議していきます。

また、小学校から離れた場所に設けられている学童保育所については、子ども・子育て支援施設整備交付金を活用し、隣接する建物の改築や修繕、小学校の空き教室の改築や修繕、小学校敷地内空きスペースへの新設等により、新たな学童保育所の整備を検討していきます。

さらに、放課後等における子どもの安全・安心な居場所づくりの推進を図るため、放課後子供教室※等の実施を検討していきます。

※放課後子供教室

放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、全ての児童を対象として、学習や体験・交流活動などを行う事業。

■ 放課後児童健全育成事業 量の見込み

	単 位	学 年	推 計				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	1年生	28	27	26	26	26
		2年生	26	25	24	23	23
		3年生	29	23	23	21	21
		4年生	25	25	19	19	18
		5年生	22	19	19	15	15
		6年生	13	15	13	13	10
		合計	143	134	124	117	113
確保方策	人	定員	185	185	185	185	185

（４）子育て短期支援事業

〔 概 要 〕

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

●短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う（原則として7日以内）。

●夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるもの。宿泊可。

〔 量の見込みと確保の内容 〕

本村に児童養護施設はないので実施していませんが、新たに対象施設の立ち上げ等がありましたら、事業実施の検討をしていきます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（新生児全戸訪問）

〔 概 要 〕

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

〔 長生村の事業 〕

本村では、これまで保健衛生推進員による家庭訪問の中で実施していましたが、令和2年度から、保健師による新生児全戸訪問の中で支援しています。里帰りをしていて新生児期に訪問ができない方にも、自宅に戻り次第、必ず訪問を実施しています。全ての母子と必ず会い、面識を持つことで、その後の寄り添った支援へと繋げています。

■ 乳児家庭全戸訪問事業 実績の推移

		単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	乳児家庭全戸訪問事業	件/年	46	36	46	40	

※各年実績は、保健師による訪問件数

〔 量の見込みと確保の内容 〕

保健師による新生児訪問を全数実施し、子育て支援の情報提供、養育環境の把握、子育ての悩みに傾聴し、支援が必要な家庭に適切なサービスが結びつくようにし、地域の中で子育てができる環境整備を図ります。今後も内容の充実に努めます。

■ 乳児家庭全戸訪問事業 量の見込み

		単 位	推 計				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	訪問件数	件/年	44	42	40	40	38
確保方策	訪問件数	件/年	44	42	40	40	38

（６）養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業

〔 概 要 〕

児童虐待防止及び早期発見・早期対応のため、養育支援が特に必要な家庭に対して、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う養育支援訪問事業及び関係機関が連携することにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業及びその他の者による要保護児童に対する支援に資する事業があります。

●養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

●子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他の者による要保護児童等の支援に資する事業）

児童虐待を防止するとともに、虐待に対応するため、児童福祉や母子保健担当課等が主体となって、関係機関・職員、その他の人々と連携し「虐待防止等対策ネットワーク」や「虐待防止対策連絡協議会」を設置し、活動する事業です。

●子育て世帯訪問支援事業

要支援児童、支援を要するヤングケアラー、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等の居宅を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。

●児童育成支援拠点事業

虐待リスクが高い、不登校等の養育環境等の課題を抱える主に学齢期の児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。

●親子関係形成支援事業

親子間の適切な関係性の構築を目的とし、ペアレントトレーニング（講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方を学ぶ）等の支援を行う事業です。

〔 長生村の事業 〕

本村では、標記事業に相当するものとして、保健師による新生児訪問を全数実施する中で、支援が必要な家庭には、必要に応じて、保健師による継続訪問や電話連絡など、継続支援を行うとともに、乳幼児健診において育児負担の状況把握をしています。また、「長生村要保護児童対策地域協議会」を設置し、虐待の防止や被害児童の保護に努めています。

■ 養育支援が必要な家庭への訪問数 実績の推移

		単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	訪問件数	件/年	20	13	13	5	
	実人数	人/年	5	5	3	3	

〔 量の見込みと確保の内容 〕

標記事業に相当するものとして、引き続き、新生児訪問や乳幼児健診の中で状況把握をし、必要に応じて、継続支援を行うとともに、子育て世代包括支援センター及び関係機関で連携をとり、適切な養育支援の実施に努めます。

また、「長生村要保護児童対策地域協議会」によって、虐待の防止や被害児童の保護に取り組みます。

なお、養育支援訪問事業及び児童福祉法改正により新設された子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業については、国や県の動向を踏まえながら、実施に向けた検討を行っていきます。

■ 量の見込み

		単 位	推 計				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	養育支援訪問事業	延人日/年	12	12	11	11	10
確保方策	養育支援が必要な家庭へ訪問等の継続支援	延人日/年	12	12	11	11	10

		単 位	推 計				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	子育て世帯訪問支援事業	延人日/年	25	23	22	22	21
確保方策	必要な家庭へ個別支援	延人日/年	25	23	22	22	21

		単 位	推 計				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	児童育成支援拠点事業	人/年	5	5	4	4	4
確保方策	支援が必要な子どもへ個別支援	人/年	5	5	4	4	4

		単 位	推 計				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	親子関係形成支援事業	人/年	16	15	14	14	13
確保方策	必要な家庭へ個別支援	人/年	16	15	14	14	13

(7) 地域子育て支援拠点事業

〔 概 要 〕

幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

〔 長生村の事業 〕

本村では、標記事業に相当するものとして、安心して子育てができる場所の創設、また、親と子が孤立しないように、下記の事業を実施しています。

●おやこあそびくらぶ

保育士を講師として、0歳児・妊婦、1～5歳の幼児・保護者を対象にそれぞれ月1回実施。

●ベビーマッサージ教室

助産師を講師として、年6回実施。

■ 「おやこあそびくらぶ」「ベビーマッサージ教室」 実績の推移

		単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	おやこあそびくらぶ	延組/年	76	45	108	116	
	ベビーマッサージ教室	延組/年	23	20	25	30	

〔 量の見込みと確保の内容 〕

本村では、標記事業に相当するものとして、「おやこあそびくらぶ」及び「ベビーマッサージ教室」を実施しており、取組を継続します。また、内容の充実に努めます。

■ 地域子育て支援拠点事業 量の見込み

		単 位	推 計				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	地域子育て拠点事業	延組/年	129	123	125	122	118
確保方策	おやこあそびくらぶ	回/年	24	24	24	24	24
	ベビーマッサージ教室	回/年	6	6	6	6	6

(8) 一時預かり事業

〔 概 要 〕

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。幼稚園やこども園在園児を対象とした事業（幼稚園型）と、未就園児の子どもを対象とした事業（一般型）があります。

〔 長生村の事業 〕

本村では、村立認定こども園在園児を対象とした一時預かり事業を、村立認定こども園3園で実施し、未就園児の子どもを対象とした一時預かり事業を村立認定こども園1か所で実施しています。利用者数は、年度によって変動があり、令和5年度の未就園児の子どもを対象とした一時預かり事業は延275人、村立認定こども園在園児を対象とした一時預かり事業は延4,480人の利用がありました。

■ 一時預かり事業 実績の推移

		単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	こども園在園児対象(幼稚園型)	延人日/年	0	0	4,320	4,480	
	未就園児対象(一般型)	延人日/年	407	372	160	275	-

〔 量の見込みと確保の内容 〕

引き続き、村立認定こども園在園児を対象とした一時預かり事業を、村立認定こども園3園で実施し、未就園児の子どもを対象とした一時預かり事業を村立認定こども園1か所で実施します。今後も内容の充実に努めます。

■ 一時預かり事業（幼稚園型） 量の見込み

		単 位	推 計				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1号認定(幼稚園型)	延人日/年	4,518	4,292	3,840	3,840	3,614
確保方策		箇所	3	3	3	3	3

■ 一時預かり事業（一般型） 量の見込み

		単 位	推 計				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	未就園児対象	延人日/年	251	239	244	237	229
確保方策		箇所	1	1	1	1	1

（９）病児保育事業

〔 概 要 〕

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

〔 長生村の事業 〕

本村では、標記事業を隣接する白子町の医療機関に委託して実施しています。

■ 病児保育事業 実績の推移

	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	病児保育事業 延人日/年	21 (2)	50 (1)	26 (4)	37 (5)	

※ () 内はうち小学生利用人数

〔 量の見込みと確保の内容 〕

引き続き、白子町の医療機関に委託して標記事業を実施します。今後も内容の充実に努めます。

■ 病児保育事業 量の見込み

	単 位	推 計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延人日/年	42	40	38	36	34
確保方策	箇所数	1	1	1	1	1

（１０）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

〔 概 要 〕

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員とし、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

〔 量の見込みと確保の内容 〕

本村では、現在標記事業は実施していません。標記事業の対象となる一時預かりのニーズについては、村立認定こども園における一時預かり事業及び各小学校における学童保育の一環として一時保育を実施することで対応しています。今後の利用ニーズを的確に把握した上で、必要に応じて、実施に向けた検討を行っていきます。

(1 1) 妊婦健康診査事業

〔 概 要 〕

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。なお、国（厚生労働省）では出産までに14回程度の受診を推奨しています。

〔 長生村の事業 〕

妊婦健康診査事業については、妊娠・出産に備えて必要な母子健康手帳を保健センターで交付しており、その際に妊婦への妊婦健康診査受診の指導や手続きの説明、助言を行っています。

また、安全なお産を迎えるため、妊娠中に必要とされる妊婦検診14回分の検診助成券を配布しています。なお、検診助成券を使用して自己負担が生じた場合は、1回につき上限2,000円（14回）を助成しています。

■ 妊婦健康診査事業 実績の推移

		単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	妊婦健康診査	延回/年	583	529	513	474	

〔 量の見込みと確保の内容 〕

引き続き、妊産婦に向けた標記事業を実施します。今後も内容の充実に努めます。

■ 妊婦健康診査事業 量の見込み

		単 位	推 計				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊婦健康診査	延件/年	588	560	560	532	532
確保方策	妊婦健康診査	延件/年	588	560	560	532	532

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

〔 概 要 〕

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用、食事の提供に要する費用等を助成する事業です。

〔 長生村の事業 〕

新制度未移行幼稚園の利用者で、3才以上の園児がいる年収360万円未満相当世帯や、園児が小学校3年生以下で数えて第3子以降にあたる場合、月額4,500円を上限として副食費の助成を実施しています。

■ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 実績の推移

		単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	対象者数	人	0	1	1	1	
	助成総額	円	0	14,455	28,420	13,050	

〔 量の見込みと確保の内容 〕

引き続き、対象者に向けた標記事業を実施します。今後も内容の充実に努めます。

■ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 量の見込み

		単 位	推 計				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	対象者数	人	1	1	1	1	1
	助成総額	円	54,000	54,000	54,000	54,000	54,000
確保方策	対象者数	人	1	1	1	1	1
	助成総額	円	54,000	54,000	54,000	54,000	54,000

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

〔 概 要 〕

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

〔 確保の内容 〕

本村では、村立認定こども園3園で必要な人数を確保できていることから、新規の民間事業者の参入促進の必要性は低いと考えられます。今後、本村への参入を希望する民間事業者があった場合、検討します。

第4節 法改正による新事業

第3期計画から法定事業として新たに位置付けられる事業については、国から今後出されるガイドライン等を踏まえながら、実施に向けた確保方策を検討していきます。

(1) 妊婦等包括相談支援事業

〔 概 要 〕

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。令和7年度から妊婦のための支援給付の対象事業として位置付けられます。

〔 量の見込みと確保の内容 〕

本村では妊婦等に対する情報の提供、相談その他の援助等を子育て世代包括支援センターにおいて実施しています。今後、国から今後出されるガイドライン等を踏まえながら、実施に向けた確保方策を検討していきます。

■ 妊婦等包括相談支援事業 量の見込み

	単 位	推 計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延件/年	126	120	120	114	114
確保方策	延件/年	126	120	120	114	114

(2) 産後ケア事業

〔 概 要 〕

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援を行う事業です。令和7年度から地域子ども・子育て支援事業として位置付けられます。

〔 長生村の事業 〕

令和3年度から契約医療機関にて「宿泊型」及び「日帰り型」を実施し、令和4年度から、契約助産院による「訪問型」を実施しています。

■ 産後ケア事業 実績の推移

		単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	産後ケア事業	延件/年	-	2	20	7	

〔 量の見込みと確保の内容 〕

引き続き、妊産婦に向けた標記事業を実施します。今後も内容の充実に努めます。

■ 産後ケア事業 量の見込み

		単 位	推 計				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	産後ケア事業	延件/年	17	16	15	15	15
確保方策	産後ケア事業	延件/年	17	16	15	15	15

(3) 乳児等通園支援事業

〔 概 要 〕

保護者の就労状況等に関わらず満3歳未満の子ども（保育所や認定こども園に入所しているものを除く。）が保育園・認定こども園等を月の一定の時間を上限とし、利用できる制度です。

令和7年度は地域子ども・子育て支援事業として、令和8年度以降は乳児等のための支援給付の対象事業として位置付けられます。

〔 量の見込みと確保の内容 〕

国や県の動向を踏まえながら、実施に向けた検討を行っていきます。

■ 乳児等通園支援事業 量の見込み

	単 位	学 年	推 計				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延人日/年	0歳児		10	10	10	10
		1歳児		10	10	10	10
		2歳児		10	10	10	10
		合計		30	30	30	30
確保方策	延人日/年	定員		30	30	30	30

各論Ⅱ 子ども子育て支援施策 [次世代育成支援対策地域行動計画]

第1章 地域における子育ての支援

子どもたちが健やかに成長することのできる社会の実現のためには、子育て家庭を社会全体で支えるという視点に立ち、子育て支援を推進していかなければなりません。

そのためには、「各論Ⅰ 子ども・子育て支援事業」の中で位置づけた、子育て世代包括支援センターや、こども園などの行政側の取組だけではなく、子ども、子育て中の住民や地域のボランティアをはじめとする住民同士が、互いに支え合うことのできるようなネットワークをつくっていくことが必要です。また、公共施設の開放、地域資源の活用や経済的負担の軽減に向けた支援など、地域における利用しやすいサービスの充実を図っていくことも重要です。

第1節 子育て支援のネットワークづくり

【現況と課題】

現代社会においては、核家族化の進行に伴って、家庭における子育て機能が弱くなっていると言われています。本村では、妊娠期から子育て期まで、切れ目ない支援ができるよう、子育て世代包括支援センターを中心に、関係機関との連携に努めています。また、様々な媒体や機会を通じた子育て支援情報の提供にも努めています。さらに、令和4年度からコミュニティスクール（学校運営協議会）が各小中学校で設置され、令和6年度から各校が主体的な活動を始めています。

【基本施策・施策の方向】

引き続き、子育て世代包括支援センターを中心とした妊娠期からの切れ目ない支援や、情報提供の充実に努めます。また、学校に設置されたコミュニティスクール（学校運営協議会）との連携を深め、地域ぐるみのネットワークの強化を図っていきます。

NO	事業名	事業内容	担当課
1	子育て世帯への情報提供	子育てに関する情報提供の充実に努めます。 【主な媒体】 ・子育てハンドブック ・広報、ホームページ ・母子保健事業の年間予定表 等	子ども教育課 健康増進課
2	子育て支援における関係機関との連携	きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスの効果的・効率的な提供とサービスの質を向上させるため、民間事業者やコミュニティスクール（学校運営協議会）などの様々な地域活動団体と行政の官民の枠を超えた、地域における子育て支援のネットワーク化に努めます。	子ども教育課 健康推進課
3	小・中学校PTA連合会・連絡協議会の開催	教育力の向上と地域コミュニティづくりを目的として、小学校・中学校のPTA関係者が一堂に会し、様々な教育上の問題についての情報提供・研修会を実施します。	生涯学習課

第2節 児童の健全育成

【現況と課題】

子どもは、集団における遊びを通じて、仲間づくり、社会性や規範意識などを育てていきます。しかし、少子化の進行や、ライフスタイルの変化など、子どもを取り巻く環境は大きく変わってきています。このため、地域において子どもが自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末の居場所づくりの推進が必要です。

本村では、「各論Ⅰ 子ども・子育て支援事業」の中で位置づけた、放課後児童健全育成事業の他、交流センターを活用した「おはなし会」や小学生を対象とした「夏休み工作教室」、放課後に利用できる場所として、学習ルームでの個別学習や中学生を対象とした学習支援等の取組を実施しています。また、学校に配置したスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの支援を得ながら、子どもや保護者が相談・助言のしやすい環境づくりに努めていますが、家庭や地域を含めて組織的・計画的な対策を講じる必要があります。

こどもアンケート調査結果からは、長生村にあったらいいと思う場所として、小学生・中学生ともに友達とおしゃべりや交流のできる場所、運動ができる場所のニーズが高くみられ、中学生ではインターネットが利用できる場所のニーズも高くみられました。

【基本施策・施策の方向】

地域の子どもたちが、放課後、週末、夏期や冬期の長期休業日において、自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる居場所づくりを進めます。

また、こども園、学校、交流センター、図書室、子どもの遊び場等の施設の活用や、奉仕・体験活動、スポーツ活動、世代間交流による青少年健全育成活動の促進に努めます。

さらに、少年非行等への取組、保護者の子育て支援、引きこもりや不登校対応において、家庭、学校、児童相談所、少年センター、警察が連携し、地域ぐるみでの支援に取り組みます。

NO	事業名	事業内容	担当課
4	児童・生徒のための放課後等の居場所づくり	放課後等の児童・生徒の居場所づくりに努めます。また、体制整備に向けて、福祉関係課との連携に努めます。	子ども教育課 生涯学習課
5	子どもの遊び場の維持管理	身近にある青少年の健全な遊び場、幼児の安全な遊び場、幼児の安全な遊び場として、欠くことのできない公共空間として適切な維持管理に努めます。	子ども教育課
6	交流センター・文化会館等の活動の推進	児童の健全育成に向けて、読書、絵本の読み聞かせ、夏休み教室など、様々な活動に努めます。	生涯学習課
7	子ども読書活動の推進	「第1期子ども読書推進計画」に基づき、子ども向けの図書資料整備や環境整備、図書ボランティア・読み聞かせボランティア・ブックスタートボランティアとの連携によるサービスの提供、おはなし会、図書室の情報提供などの推進に努めます。	生涯学習課

NO	事業名	事業内容	担当課
8	家庭児童相談事業	子どもの生活習慣、しつけの問題、家庭における人間関係、学校生活、引きこもり、不登校など児童の養育に関連する様々な問題について相談を受け付けます。その際、案件によっては、家庭訪問、千葉県及び児童相談所等関係機関と連携し支援します。	健康推進課 子ども教育課
9	スクールカウンセラー配置事業	児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」を配置し、児童生徒が抱える多様な悩みや相談、不登校、暴力行為等の問題について、専門的立場から児童生徒・教師・保護者のカウンセリングを行い、指導・助言・援助します。	子ども教育課
10	不登校対策の整備	不登校児童生徒の早期発見・早期対応を始め、より一層きめ細かな支援を行うため、適応指導教室を中心とした不登校対策を充実し、学校・家庭・関係機関が緊密に連携した地域ぐるみの活動に努めます。また、小中学校に配置しているスクールカウンセラーを定期的に役場に配置する等、児童生徒が相談しやすい環境作りを検討していきます。	子ども教育課

第3節 経済的支援の充実

【現況と課題】

本村では、医療費や予防接種費用の助成をはじめ、子育て世帯の経済的負担の軽減を図っており、第2期計画期間中も出産・子育て応援事業や第3子以降学校給食費無償化等、支援の拡充を行ってきました。

しかし、ニーズ調査結果によると、この1年間で、子育て（教育を含む）に関して経済的に苦しいと感じたことについて小学生保護者を対象に聞いたところ、「常に苦しいと感じる」のは、17.8%、「常にではないが、たまに苦しいと感じる」のは48.8%を占め、半数以上の家庭で経済的な不安を抱えていることがうかがわれます。

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないように、子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図っていく必要があります。

なお、令和5年2月から出産・子育て応援事業として、国の出産・子育て応援交付金制度により、妊婦や低年齢期の子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、相談支援とともに出産育児に係る経済的な負担軽減策を実施（出産応援給付金（妊娠届出後）5万円、子育て応援給付金（新生児訪問後）5万円）、令和5年度から不妊治療費助成事業として、治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するために、不妊治療に係る本人負担額に対し、上限を10万円とする助成を開始、同じく令和5年度から、子育て世帯への経済的負担の軽減を図るため、第3子以降学校給食費無償化を実施、令和6年度から卒業記念アルバム作成に係る費用に対して補助金の交付を実施、同じく令和6年度から奨学資金貸付制度として、長生村育英就学金を月額2万円から3万円に増額して実施しています。

【基本施策・施策の方向】

安心して妊娠・出産・子育てができるように、医療費や予防接種費用の助成をはじめとする、子育て家庭に対する経済的支援の充実に努めます。

NO	事業名	事業内容	担当課
11 (新)	不妊治療費助成事業	治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するために、不妊治療に係る本人負担額に対し、上限を10万円とする助成を行います。	健康推進課
12	福祉タクシー事業	タクシーを利用しなければ移動が困難な妊産婦へタクシー利用券（チケット）を最大34枚交付し、タクシーを利用した場合、その料金の一部を助成します。また、今後更なる助成拡大を検討していきます。	福祉課
13 (新)	出産・子育て応援事業	国の出産・子育て応援交付金制度により、妊婦や低年齢期の子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、相談支援とともに出産育児に係る経済的な負担の軽減を図ります。 ・出産応援給付金（妊娠届出後） 50,000円 ・子育て応援給付金（新生児訪問後） 50,000円	健康推進課

NO	事業名	事業内容	担当課
14	おめでとう赤ちゃんプレゼント事業	出生した子どもの健やかな成長を願い、保護者の出産に祝意として、こども商品券を第1子及び第2子には1万円、第3子以降は2万円支給します。	健康推進課
15	児童手当の支給	家庭における生活の安定と、次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的とする児童手当について、国の基準に沿って支給します。	子ども教育課
16	未熟児養育医療給付	身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする子どもの治療に必要な医療費の一部を公費で負担し、経済的負担の軽減を図ります。また、病院と連携を図り、退院して自宅に戻ってからの生活を継続的に支援します。	健康推進課
17	子ども医療費助成事業	子ども医療費助成制度は、子どもの保健対策を充実し、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子どもが病気や怪我などにより受診した場合の医療費を県と市町村で助成する制度です。本村では、入通院・調剤ともに乳児から高校3年生までを対象に助成します。	子ども教育課
18	任意予防接種費用助成事業	下記任意予防接種費用の一部を助成します。 ・おたふくかぜ 1回目：生後1歳～3歳に至るまでの方 2回目：1回目接種を済ませている5歳以上7歳未満の方 (小学校就学前の1年間) ・インフルエンザ 生後6ヶ月～中学3年生 中学3年生と同一世帯に属する高校1年生相当以上65歳未満の方	健康推進課
19	保育料の減免	国の保育料無償化に沿った3歳以上児の無償化及び3歳未満児の保育料について村の保育料基準額表により保護者の所得に応じた利用者負担を徴収しています。 下記世帯では保育料の減免を行い経済的支援に努めます。 ・ひとり親世帯 ・在宅障がい児（者）のいる世帯 ・生活保護法による被保護世帯等	子ども教育課

NO	事業名	事業内容	担当課
20 (新)	第3子以降学校給食費無償化	子育て世帯への経済的負担の軽減を図るため、対象児童生徒の給食費の無償化を実施します。また、更なる給食費の無償化を検討していきます。	子ども教育課
21	就学援助制度	要保護・準要保護世帯で、経済的な理由により就学困難な児童生徒について、就学に必要な費用の援助を行うことで、就学環境を支援します。	子ども教育課
22 (新)	卒業記念アルバム作成費の補助金交付	卒業記念アルバム作成に係る費用に対して補助金を交付します。	子ども教育課
23	奨学資金貸付制度	教育を受ける機会を確保するため、経済的な理由によって就学が困難な学生を支援します。	子ども教育課

第2章 子どもと母親の健康の確保及び増進

子どもが健やかに生まれ、成長していくためには、母子保健・小児医療体制の確保・思春期の保健対策が不可欠です。また、子どもを育む環境を整えるだけではなく、妊娠・出産・育児と切れ目のない一貫した支援も必要です。

第1節 子どもと母親の健康の確保

【現況と課題】

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通して母子の健康が確保されるよう、本村では乳幼児健診・新生児訪問・ママパパ教室等の母子保健における、健康診査・訪問指導・保健指導等の充実に努めています。

育児の孤立化を防ぐために、妊娠中からの仲間づくりや、安全な妊娠・出産に向け、妊婦はもちろん家族全体で好ましい生活習慣に気を配ることが必要です。ニーズ調査結果では、住んでいる地域における友達の存在について「いない」と回答した割合は、就学前保護者は17.9%、小学生保護者で7.1%となっています。本村では、母子健康手帳の交付時などに、個別に情報提供・相談を実施するとともに、新生児・妊産婦訪問指導を通じて里帰り出産される方も含め母子全員の把握に努めていますが、引き続き周知や取組の方法等を充実させていく必要があると考えられます。

なお、令和3年度から、新生児聴覚検査において、検査費用の現物給付化（上限3,000円）を開始、また、分娩後の母親の身体的回復と心理的な安定を促すことを目的に産後ケア事業を実施、令和5年度から、妊婦歯科健診事業として、妊産婦の口腔衛生の向上のため、妊婦または産後1年以内の産婦を対象に村内の歯科医で1回（無料）の歯科健康診査を実施しています。

【基本施策・施策の方向】

安全・快適に妊娠・出産ができる環境づくりを推進し、子どもと母親の健康の確保に努めます。また、乳幼児が心身ともに健やかに成長でき、保護者が安心して育児ができる体制を確保するとともに、内容の充実に努めます。

NO	事業名	事業内容	担当課
24 (新)	妊婦歯科健診の実施	妊産婦の口腔衛生の向上のため、妊婦または産後1年以内の産婦を対象に村内の歯科医で1回（無料）の歯科健康診査を実施しています。	健康推進課
25	母子健康手帳等の交付	妊娠、出産、子どもの成長記録として全ての親子が活用できるよう、母子健康手帳を保健センターで随時窓口交付します。交付に際しては、母子健康手帳や母子手帳アプリの使い方の説明、母子保健事業の紹介、妊娠中の生活についての指導、妊婦乳幼児健康診査受診票の使い方の説明、子ども医療費助成制度及び児童手当の手続きの案内に努めます。	健康推進課

NO	事業名	事業内容	担当課
26	ママパパ教室の開催	安全な妊娠・出産の経過と、母性・父性の育成により健やかに子どもを生み育てることができるように支援することを目的として、保健師・栄養士・歯科衛生士・助産師により、保健センターでママパパ教室を開催します。	健康推進課
27 (新)	新生児聴覚検査の実施	新生児の聴覚障がいを早期に発見し、できるだけ早い段階で適切な措置ができるよう、新生児聴覚スクリーニング検査の助成を行います。	健康推進課
28 (新)	産後ケア事業の実施	支援を必要とする産婦及び乳児の心身のケアや育児の支援等を目的として、契約医療機関にて「宿泊型」及び「日帰り型」、契約助産院にて「訪問型」を実施します。	健康推進課
29	予防接種の実施	感染の恐れがある疾病の発生及びまん延予防などを目的に、乳幼児や児童生徒を対象とした、法律による予防接種の実施に努めます。	健康推進課
30	新生児・妊産婦訪問指導の実施	新生児を持つ親が、不安や悩みなく子育てに取り組むことができるよう、妊娠中や新生児期の不安の高い時期に、保健師による家庭訪問を行います。里帰り出産される方については、里帰り先の自治体への訪問依頼及び村内に戻ってからの訪問を実施し、母子全員の把握に努めます。	健康推進課
31	乳幼児保健指導の実施	育児不安がある親や各種健診、相談後に継続指導が必要な乳幼児に対し定期的に訪問、電話相談等を実施し、保健指導を行います。また、乳幼児健診の未受診児に対し、保護者等へ健診の必要性について理解を促し、受診勧奨に努めます。	健康推進課
32	乳幼児健康診査の実施	乳幼児の健康の保持増進及び病気の早期発見、早期治療のために、医療券を利用して3～6か月児、9～11か月児の健康診査のほか、保健センターにて乳児（4か月児、7か月児、12か月児）、1歳6か月児、3歳児等を対象にした健康診査を行います。また、事後対策としては、要継続指導児を把握し、適切なフォローを行うとともに、未受診児に対しては、電話・文書・訪問等にて勧奨し、発達確認に努めます。	健康推進課

NO	事業名	事業内容	担当課
33	乳幼児の育成指導の実施	乳幼児健康診査や健康相談の結果、経過観察と診断された乳幼児とその保護者に対して、その乳幼児の健やかな発達への支援を目的とした乳幼児の育成指導事業として、保健センター等で各種教室・相談の実施に努めます。	健康推進課
34	歯科健康診査等の実施	1歳6か月児、2歳児歯科健診、3歳児健診時に歯科医師による歯科健康診査及び歯科衛生士による個別指導を実施します。口腔衛生状態の悪い幼児等を対象に、保育者の歯に対する関心を深め、生活習慣のひとつとして、歯みがきの定着を図ります。また、希望者にフッ化物歯面塗布を行います。	健康推進課
35	口腔の健康管理の実施	歯科健診や健康教育、こども園の年長児から中学卒業までフッ化物洗口を行い、むし歯予防等の口腔の健康管理の取組に努めます。また、永久歯のむし歯を予防し、8020運動を促進します。	健康推進課
36	子育て教室の開催	乳幼児をもつ親等を対象に、育児についての知識の普及と育児不安や負担の軽減を図ります。親相互の交流や親子の触れ合いなどを通じ、親の主体的な活動を尊重して自主力を高めることを目的とし、おやこあそびくらぶやベビーマッサージ教室、離乳食教室などの教室を保健センターで開催します。	健康推進課

第2節 食育の推進

【現況と課題】

子どもの健やかな成長に必要な望ましい食習慣の形成、家庭における食事の大切さを考えること、バランスのとれた食生活を実践する能力が脆弱化していると言われています。また、朝食をとらないなどの欠食や、子どもが食事を一人でとる孤食の状況もみられます。このため、乳幼児期からの正しい食習慣に対する知識の普及や食を通じた豊かな人間形成を図っていくことが必要です。

【基本施策・施策の方向】

食を通じた心身ともに健康な子どもの育成や、家族との良好な関係づくりが促進されるよう、村の食育推進計画に準じた、食育の推進に取り組みます。

さらに、地元生産者・産業課と連携し、長生村産の食材を積極的に給食に利用するなど地産地消の推進に努めます。また、収穫などの体験機会を通じて、豊かな食文化の継承を図ります。

なお、本村では、総合的に判断した結果、小中学校の給食調理場として、給食センターを立ち上げることといたしました。アレルギー対策や異物混入対策をこれまで以上に徹底し、地元産食材の使用や収穫体験についても、従来通り可能な限り継続し、児童生徒の郷土愛のはぐくみや知育等に努めます。

NO	事業名	事業内容	担当課
37	離乳食指導	乳児の保護者を対象に、離乳食の進め方や与え方を理解し、離乳食の大切さについて認識を深めてもらうため、保健センターで離乳食指導に努めます。また、乳児健診時や相談があった場合は、個別に対応します。	健康推進課
38	こども園給食の推進	3歳未満児・3歳以上児ともに完全給食を実施しています。入園児童の健全な発育及び健康の維持・増進の基盤、おいしい・楽しいという情緒的機能、食事を大切にする考え方を教える教育的機能等の役割をもつこども園給食の推進・充実に引き続き努めます。	子ども教育課 各こども園
39	学校給食の推進	バランスのよい食事の提供や郷土色を取り入れた地元産の食材の使用等、地産地消に努めます。さらに、児童生徒の家庭に対しては、献立表や給食だよりを発行・配付するなど情報の提供に努めます。また、前述の給食センター化については、令和8年度の運用開始を目指します。	子ども教育課 各学校

第3節 思春期保健対策の充実

【現況と課題】

思春期は、身体的・心理的・社会的な成長が著しく、子どもから大人への移行期として、自己を確立しながら独立していく時期です。悩みや不安などから精神的に不安定になりやすい時期のため、不登校になったり、問題行動を起こしてしまったりする前に適切な対応が必要となります。

また、この時期は、性についての関心が高まる時期です。思春期における心身の健康は、本人はもちろん、次世代にも影響を及ぼす問題となるため、正しい知識を身に付け、責任ある行動をとれるよう育成することが重要となります。

【基本施策・施策の方向】

思春期の子どもに対して、心の健康づくりについての情報提供や相談機関の周知、性や健康についての正しい知識の普及を図るとともに、必要に応じて専門機関等への相談を勧めます。

NO	事業名	事業内容	担当課
40	思春期教室の実施	思春期の子どもへのかかわり方について、関係機関と連携し、学級担任・養護教諭・スクールカウンセラーから情報提供を行い、思春期教室の開催に取り組みます。	各学校 健康推進課
41	性についての正しい知識・男女の相互理解の普及	性に対する意識や性行動の実際について、関係機関と連携し、各学校からの聞き取りを行いながら、その現状把握に努めます。また、教職員対象の性教育研修会への積極的な参加を呼びかけ、現在の性感染症の実態や具体的な指導事例等についての研鑽を深めます。さらに、命の大切さについての啓発を行うとともに、男女の相互理解・協力の推進に努めます。	各学校 健康推進課
42	未成年者の健康影響についての教育推進	小中学校において、未成年者の喫煙・薬物乱用・飲酒による健康被害、がん予防等、保健指導を通じて、具体例をもとに認識を深める授業展開に努めます。	各学校 健康推進課
43	心の健康に関する情報提供・知識の普及	精神疾患の増加に伴い、心の健康が健康課題の重点として認識される中、心の健康づくりについて有益な情報提供や正しい理解の周知に努めます。また、「千葉いのちの電話」、「24時間子供 SOS ダイアル」、「子どもと親のサポートセンター」のPRにも努めます。	各学校 健康推進課

第4節 小児医療の充実

【現況と課題】

小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となることから、小児医療の充実・確保に取り組むことが必要です。

【基本施策・施策の方向】

安心して子どもを生み、健やかに育てることができるよう、地域医療体制の整備を検討していきます。

NO	事業名	事業内容	担当課
44	地域医療体制の整備	多様化する医療ニーズに対応するため、医師会及び歯科医師会の協力を得ながら医療機関との連携に努め、地域医療体制の整備に努めます。	健康推進課
45	休日・夜間医療体制の整備	休日・夜間当番医療体制、子どものかかりやすい病気やけが、事故の予防と対処方法やこども急病電話相談等の情報提供を充実し、周知を図ります。	健康推進課
46	第二次救急医療体制の整備	長生郡において、24時間小児科医が対応する第二次救急拠点病院や小児科医を置く病院が輪番で受け入れをする体制がないため、今後小児救急に関する体制の整備を検討します。また、妊娠中毒症や超未熟児等の周産期医療のため、NICU病床の整備や搬送体制の充実を図るよう関係機関との連携に努めます。	健康推進課

第3章 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備

学習指導要領では、変化する社会の中で生きる子どもたちに必要な力として、「実際の社会や生活で生きて働く知識及び技能」、「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力」、「学んだことを人生や社会に生かそうとする、学びに向かう力・人間性など」の3つの柱を掲げています。この3つの力をバランスよく育むためには、学校の授業だけではなく、家庭や地域と連携していくとともに、子どもたちが主体的に学んでいくことができるような環境を整備していくことが必要です。

第1節 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

【現況と課題】

本村の教育大綱では、「豊かな心を持ち生涯にわたって学び続ける意欲と、たくましく生きる力を育成する」ことを推進しています。

これまでは、学習指導支援員や特別支援介助員の協力を得た指導計画に基づく授業の実施や、地域の人との協力を得た活動の実施、また、青少年相談員連絡協議会を中心とした様々な体験活動の充実に努めてきました。

しかし、こどもアンケート結果では、小中学生の自己肯定感、将来の希望、自己有用感に対する肯定的な認識を示している割合が、全国値と比べて低い傾向がみられました。また、少子化の進行により体験活動やジュニアリーダーへの参加人数が減少するとともに、ボランティア人材の確保が困難になってきています。時代に即したプログラムや体制を検討していく必要があります。

【基本施策・施策の方向】

これまでの取組を継続するとともに、次代の担い手である子どもたちが、個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、時代に即した学校の教育環境等の整備に努めます。

(1) 確かな学力の向上

NO	事業名	事業内容	担当課
47	学校基礎学力向上の推進	年間指導計画や週指導計画にて授業時数の確保や個に応じた指導の充実を図るとともに、指導と評価の一体化や補充学習を取り入れることで児童生徒の基礎基本の定着が実現できるよう努めます。	子ども教育課 各学校
48	総合的な学習充実支援事業	小中学校において、専門的な知識や技能を有する人材活用を意図的・計画的に取り入れることで、児童生徒により実感のこもった体験活動の場を設定し、児童生徒の将来に向けた夢や希望に繋がるように努めます。	子ども教育課 各学校
49	国際理解教育の拡充	外国人と触れ合う機会を設け、外国語や外国の文化に触れ、慣れ親しませる機会を提供し正しい国際理解の素地を養うことに努めます。	子ども教育課 各学校 各こども園
50	情報教育の充実	1人1台のタブレット端末支給及び全教室に電子黒板を導入し、児童生徒のスキルアップだけでなく、ICTを活用した効果により興味関心の深まる授業の構築を目指します。	子ども教育課 各学校
51	障がい児教育（学級）の充実	ノーマライゼーションを基本とし、障がいのある児童生徒が、小中学校において、障がいの種類や程度に応じて、適切な教育が受けられるよう、教育環境の充実に努めます。	子ども教育課 各学校

(2) 豊かな心の育成

NO	事業名	事業内容	担当課
52	道徳教育の充実	道徳の授業時数の確保を行うと同時に、「授業用ワークシート」を活用し、児童生徒の実生活に即した題材を提示した道徳教育の充実を図ります。また、「授業用ワークシート」を保護者にも見てもらうなどの工夫をし、学校と家庭の連携を重視した双方向型の指導を推進します。また、全校でいじめ予防の課題に取り組む「いじめゼロ集会」を今後も継続して実施します。	子ども教育課 各学校
53	福祉教育の推進	障がいに対する偏見を取り除くため、心の教育に努めます。特に、青年層のやさしさや思いやりを育むため、学校における福祉教育の充実に努めます。	子ども教育課 各学校
54	多様な体験活動の推進	青少年相談員連絡協議会を中心として、地域と行政が連携・協力することで、キャンプ大会やスキー交流会・その他スポーツイベントなどを実施し、多様な体験活動を推進します。	生涯学習課
55	生徒指導、いじめ・不登校対応、問題行動及び非行の防止	生徒指導は、全職員が一体となって取り組むことから、各学校の指導理念についての共通理解を図り、全職員が協力して指導できる体制を整えます。一方で、家庭・地域・関係機関との連携を図りながら地域ぐるみの取組に努めます。	子ども教育課 各学校

(3) 健やかな体の育成

NO	事業名	事業内容	担当課
56	部活動の支援	部活動指導員の配置や部活動地域移行を検討し、地域人材の活用や地域との連携を強め、部活動の充実を図ります。	子ども教育課 各学校
57	小児生活習慣病の予防	肥満、偏食、朝食の欠食などの解消に向けた食習慣の改善や栄養・適正体重などに関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、体を使った遊びによる運動不足の解消を呼び掛け健康教育等の充実を図ります。また、小学4年生・中学1年生を対象に予防健診と事前事後指導について、継続して行うことにより、小児生活習慣病の予防に努めます。	子ども教育課 健康推進課

(4) 信頼される学校づくり

NO	事業名	事業内容	担当課
58	学校運営の充実	開かれた学校づくりを推進するため、地域や学校の実態に応じ、PTA等家庭や地域の人々の協力を得て、学習指導の充実を図ります。また、組織マネジメントを軸に教員の適材適所を判断し、個々の個性、長所を生かせる体制づくりに努め、学校運営全般の活性化を目指します。	子ども教育課 各学校
59	学校支援ボランティアの活用	児童生徒の教育活動の充実を図るため、学校・家庭・地域が幅広く連携することが大切なことから、保護者、地域人材、さらには各種団体等の教育力を生かし、学校支援ボランティアの有効活用に努めます。	子ども教育課 各学校
60	学校運営協議会の活用	コミュニティスクール（学校運営協議会）を活用し、地域・家庭・学校との連携・協力に一層努めます。今後は地域学校協働本部の設置に向けて検討していきます。	子ども教育課 各学校
61	教職員の研修の充実	各学校の実態に応じた研修課題を設定し、全職員の共通理解のもと、計画的・組織的・継続的な研修活動を推進します。また、関係機関との連携を図りながら、教職員が主体的に取り組める研修機会を充実させます。	子ども教育課 各学校
62	安全管理の推進	児童生徒に安全な環境を提供できるよう地域の関係機関・関係団体と連携しながら、安全管理に関する取組を進めます。	子ども教育課 各学校
63	少子化に伴う施設の有効活用	児童生徒の少子化による在籍数の減少に伴い、教室に余裕が生じることから、空き教室を始めとする学校施設を地域に開放する等、開かれた学校づくりの一環として、学校施設の有効活用に努めます。	子ども教育課
64	学校施設の整備	子どもに安全で豊かな環境を提供するために、必要に応じた校舎の改修など、学校施設の整備に努めます。	子ども教育課

第2節 家庭や地域の教育力の向上

【現況と課題】

近年、育児不安や児童虐待の背景として、核家族化、地域における地縁的なつながりの希薄化等に伴う家庭の教育力の低下が指摘されています。

本村では、子育ての悩みや様々な課題・困難を抱える親への情報提供・相談体制を充実するため、保健師等の専門家が連携して、子育ての悩みや問題を抱える家庭に対する育児相談や情報提供等を行う家庭教育支援を推進していく子育て世代包括支援センター事業を実施しています。

また、長生村青少年育成会・長生村子ども会育成会連絡協議会・長生村青少年相談員連絡協議会が連携し、地域における人材育成・活動の場となり事業を推進していますが、事業・育成に携わる人材不足が顕著となっており、その確保・養成が課題となっています。また、少子化による参加する子どもの人数も減少傾向にあり、体制を検討していく必要があります。

なお、健診時の遊びの提供として、令和5年度から3歳児以上を対象としたセカンドブック事業を開始しています。

【基本施策・施策の方向】

子どもを地域全体で育てる観点から、家庭、学校、地域との連携のもと、家庭や地域における教育力を総合的に高めていきます。

（１）家庭教育の支援の充実

NO	事業名	事業内容	担当課
65	子育て学習講座事業の推進	子育てやしつけなど、家庭教育のあり方を見つめ直してもらうため、親子が他の友達と楽しく遊ぶ機会として、外国人講師による英語ひろばや保育士による親子ふれあいひろば等を実施することで家庭教育の再生に努めます。	生涯学習課 子ども教育課
66	健診時の遊びの提供	乳幼児健康診査時に、お話しボランティアによる絵本の読み聞かせ、手遊び等の紹介、保育士による遊びの指導を取り入れ、母親等が遊びを通して子どもとのかかわりを学ぶ機会の提供に努めます。	健康推進課 生涯学習課
67	子育てサークル活動への支援	地域の子育て支援を目的に、子育てサークル活動への支援に努めます。	健康推進課 子ども教育課

(2) 地域の教育力の向上

NO	事業名	事業内容	担当課
68	学校施設の開放	スポーツの振興と住民の健康増進を図るため、教育委員会の所管する学校体育施設（小中学校）の開放に努めます。	生涯学習課
69	スポーツ大会等の開催	子どもから高齢者まで、だれもがスポーツを楽しみ、生活の中に取り入れられるよう、各種大会やスポーツ教室等の充実を図り、様々なスポーツに触れ、人と人との触れ合いの中で豊かな心と健康の増進に努めます。	生涯学習課
70	ジュニアリーダーの育成	中学生の青少年健全育成事業への参加や小中学生の研修会への参加等を通じ、ジュニアリーダーの育成確保に努めます。	生涯学習課
71	スポーツ協会活動の充実	住民の体力づくりと健康維持促進を図り、スポーツを通してのコミュニティづくりを推進するため、スポーツ協会活動の充実に努めます。	生涯学習課
72	地域活動への支援	地域活動を奨励するために、子ども会等地域組織の育成、指導者の発掘・養成、PR活動の推進、生涯学習相談の実施、活動内容・活動場所の提供、支援・協力等事業の推進に努めます。	生涯学習課

第3節 次世代の親の育成

【現況と課題】

男女が協力して家庭を築くことや子どもを産み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ、効果的な取組を推進することが必要です。

また、家庭を築き、子どもを生み育てたいと思う男女が、その希望を実現することができるようにするため、地域の環境整備を進めることが必要です。

【基本施策・施策の方向】

男女が協力して家庭を築くことや子育ての楽しさや子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について各分野が連携しつつ、効果的な取組を推進します。また、結婚願望を持っている男女の出会いの場づくりを進めます。

NO	事業名	事業内容	担当課
73	学校教育における男女共同参画の推進	小中学校において、社会科・道徳・特別活動等を中心に、児童生徒の発達段階に応じて、男女相互の理解を深める等の指導を推進します。	子ども教育課
74	男女の出会いの場づくりの検討	結婚願望を持ちながらも、結婚の機会に恵まれない男女に対し、出会いの場の提供・相談などの支援について検討します。	企画財政課

第4節 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【現況と課題】

性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌等が販売されていることに加え、インターネットを始めとしたメディア上の有害情報については、子どもに対する悪影響が懸念されています。家庭、学校、地域、関係機関が連携して有害環境対策を進めていくことが必要です。

また、スマートフォンやSNSが社会に定着していく中で、子どもの遊びやコミュニケーションのあり方も激変しています。こどもアンケート調査結果では、約6割がインターネット空間を居場所として認識しているとともに、約2割が「相談できる人」及び「助けてくれる人」がいると回答しており、従来の有害環境対策だけではなく、ネットパトロールなどの方策を検討していくことが必要です。

【基本施策・施策の方向】

子どもを取り巻く有害環境対策の推進を図るため、家庭、学校、地域、関係機関の連携を深め、子どもが健全に成長できる環境づくりに努めます。

NO	事業名	事業内容	担当課
75	子どもや保護者に対する教育・啓発の推進	子どもが犯罪被害に巻き込まれることがないように、インターネットを始めとするメディア上の子どもに関する情報を活用するとともに、メディアの問題性や特性の理解を促すために、子どもや保護者に対する各種啓発活動に努めます。また、青少年の非行・被害防止全国強化月間期間中に関係者会議を開催し、インターネット等の利用に関する教育・啓発を実施します。	生涯学習課
76	企業等への有害環境改善の働きかけの推進	地域、警察、関係団体ボランティア等と連携して情報を提供し合い、有害図書・DVDソフト等の存在を把握し、関係者の理解を求め、環境改善に努めます。	子ども教育課 生涯学習課
77	有害環境対策の促進	防犯パトロール等による青少年の非行防止や有害環境の排除、防犯指導員の活動に対し、必要な支援に努めます。	総務課

第5節 子どもの権利づくりの推進

【現況と課題】

令和5年に発表された「こども大綱」では、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、全ての子ども・若者の権利擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すための方針が示されています。

なお、子どもの声を生かしたまちづくりの推進として、令和3年度に、八積駅周辺地区の環境整備において16歳以上を含めた住民へのアンケート調査の実施や、長生村総合計画等の策定に際し、小中学生向けアンケートを実施し、次代を担う子どもたちの意見を尊重するよう努めました。

【基本施策・施策の方向】

子どもの人権を尊重するとともに、子どもたちの意見や要望を生かすことのできるまちづくりの推進に努めます。

NO	事業名	事業内容	担当課
78	子どもの権利条約に関する啓発普及の促進	小中学校において、人権教育の全体計画及び指導計画を作成し、児童生徒の人権意識の醸成に努めます。また、「子どもの権利条約」の内容についてパンフレット等での普及・啓発を図り、子どもの人権を尊重する地域社会の構築に努めます。	子ども教育課
79	子どもの声を生かしたまちづくりの推進	まちづくりに、子どもの意見や要望を反映できるよう、企画や意見の発表の場を提供できる環境整備に努めます。	企画財政課 まちづくり課

第4章 子育てを支援する安全な生活環境の整備

安心して子どもを産み、育てるためには、安全で安心な生活ができる環境の確保が必要です。そのため、子どもが身近な地域で、いつでも自由にのびのびとした遊びができるような遊び場の整備や、子連れでも安心して外出できるように身近な地域環境の整備による住みよい地域づくりが必要です。

また、全国的に多発する子どもが被害に遭う事故や犯罪は、小学校の登下校の時間帯に発生が集中しています。かつては、地域の防犯ボランティアが子どもの見守り活動を行っていましたが、近年は、防犯ボランティアの担い手不足、共働き家庭の増加等により「地域の目」が減少し、見守りの空白地帯が生じていることから、登下校時における総合的な防犯対策の強化を進めていくことが必要となっています。

第1節 安心して子育てのできる生活環境の整備

【現況と課題】

良好な居住環境を形成するためには、土地利用を適正に規制する必要があります。

既成市街地においては、火災や地震などの災害発生時に被害が拡大しやすいため、建築物の不燃化・耐震化に努めるなど災害に強いまちづくりを進めるとともに、ライフスタイルや居住ニーズに応じた住環境の確保、暮らしやすさの向上が課題となっています。また、整備された道路交通環境、公園や公共交通機関、公共建築物等のバリアフリー化等、安心して生活・外出できる、豊かな「まちづくり」を推進する必要があります。

なお、交通安全施設の整備として、令和3年度に通学路の点検を実施し、危険な交差点等に車止めポストや横断歩道を設置、令和5年度に八積駅周辺整備の一環として、長生郡市計画道路3-3-1号八積駅北口線の計画見直しにおける測量や設計を実施しています。

また、子育て世帯にやさしい公共施設等の整備として、令和6年度より保健センターにベビーケアルームを設置しています。

【基本施策・施策の方向】

適正な土地利用や計画的な道路・公園・下水道等の都市施設の整備を行うとともに、耐震対策など老朽木造住宅の更新やバリアフリー住宅を促進することにより、子育てがしやすい居住環境の形成を目指します。子どもや子ども連れの保護者等が安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備や安全・安心に利用できる公園や公共施設等のバリアフリー化等を進めていきます。

また、子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、道路、公園等の公共施設について、犯罪等の防止に配慮した環境設計を行うよう努めます。

NO	事業名	事業内容	担当課
80	外灯設置の推進	犯罪を防止し、安全に暮らせるまちづくりを推進するため、小中学校や自治会等と情報共有を行い、通学路を優先として外灯の設置促進に努めます。	まちづくり課
81	居住環境の整備	快適で潤いのある道路、水路、憩いの場、レクリエーションの場等の公園、防災機能を備えた空間など、子育てを含めて安心できる居住環境の整備に努めます。	まちづくり課 総務課
82	都市計画道路の整備	都市計画決定に基づき、車両交通を円滑に処理し、かつ歩行者、自転車の利便性・安全性を高めるため、都市計画道路網の整備に努めます。	まちづくり課
83	交通安全施設の設置要望	交通量の多い交差点及び交通事故が発生しやすい場所については、道路改良を含め、信号機設置場所、歩行者の待避場所の確保などを警察等関係機関に積極的に働きかけます。	まちづくり課
84	子育て世帯にやさしい公共施設等の整備	公共施設等に子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置など、子育て世代が安心して利用できる施設の整備に努めます。	関係各課
85	公園の環境整備	公園の樹木のせん定、草刈り、清掃を実施して、見通しの良い環境づくりを進めます。また、遊具の定期点検を実施し、公園の安全確保に努めます。	まちづくり課

第2節 子どもの安全を確保するための活動の推進

【現況と課題】

子どもを交通事故や犯罪などから守るため、警察、こども園、学校、学童保育所、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な防止対策を推進することが必要です。

【基本施策・施策の方向】

子どもを交通事故から守るため、関係機関と連携して学校や地域における交通安全教室の開催や指導体制の充実、交通安全意識の啓発に努めます。また、子どもを犯罪等の被害から守るため、住民の自主防犯活動の促進を図るとともに、関係機関との連携強化を図ります。

NO	事業名	事業内容	担当課
86	交通安全教育の推進	小中学生を対象とした体験型の交通安全教室の実施を通じて交通ルールの学習機会を提供するとともに、関係団体と協力した啓発活動の実施により子ども及び子育て家庭の交通安全意識の向上に努めます。	総務課
87	自主防犯活動の促進	住民の自主防犯活動を促進するため、犯罪等に関する情報提供の推進に努めます。	総務課
88	関係機関・団体との情報交換	子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換に努めます。	各学校 総務課
89	パトロール活動の推進	警察等の関係機関と連携し、学校付近や通学路、また危険箇所におけるパトロール活動の推進に努めます。	各学校 総務課
90	防犯教育の推進	警察等の関係機関と連携し、子どもが犯罪等に遭わないようにするため、防犯教育の実施に努めます。	各学校 こども園
91	「子ども 110 番」等防犯ボランティア活動の支援	防犯指導員や PTA 等の防犯活動の支援や子どもたちの緊急避難場所となる「子ども 110 番」ステッカーの貼り付けを依頼する等、防犯ボランティア活動の支援に努めます。	総務課 生涯学習課

第5章 仕事と家庭の両立の推進

充実した生活をおくるためには、暮らしを支える仕事と、家事・育児等の生活の、どちらかを選ぶのではなく、両立することが必要です。しかし、現実には、仕事と子育ての両立ができなかったり、負担の大きい仕事によって健康を害してしまったりと仕事と生活の間で問題を抱える人が多くみられます。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現し、一人一人が望む生き方が実現できるように、地域社会で支援していくことが大切です。

第1節 多様な働き方の実現及び働き方の見直し等

【現況と課題】

「仕事と生活の調和」とは、仕事も生活も大切にすることです。どちらかを犠牲にすることなく、仕事の質、生活の質の両方をより高めることを目指す取組です。

全ての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに「働き方の見直し」を進めることが必要です。また、固定的な性別役割分担意識、働きやすい環境を阻害する職場の慣行等を解消することが必要です。

【基本施策・施策の方向】

多様な働き方の実現及び働き方の見直し等において、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発、研修、情報提供等について国、千葉県、関係団体等と連携を図りながら、積極的に推進します。

また、「仕事の質」と「生活の質」の両方を高めながら働き続けられる就労環境の整備を促進します。

NO	事業名	事業内容	担当課
92	男女の働き方の意識の是正	固定的な性別役割分担意識、職場における慣行等を解消するため、研修会・講演会への参加促進やパンフレットの配布に努めます。	総務課
93	就業条件・環境の整備	家事・育児・介護は家族全員の協力により担うべきものですが、現実には女性の負担が大きく、就業の継続や社会参画を困難にしています。そこで男性も家庭生活を担うことで、男女がともに職業生活・家庭生活の両立ができるように男女共同参画東上総地域推進会議を通じ、男女雇用機会均等法等法制度の周知・啓発に努めます。	総務課
94	ハローワーク等関係機関との連携	関係機関と連携した地域住民の雇用の推進及び労働条件の改善に努めます。	産業課

第2節 仕事と子育ての両立の推進

【現況と課題】

ニーズ調査結果では、子育てを「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」及び「辛いと感じることの方が多い」方の60.7%が子育ての辛さを解消するために必要な支援として、「仕事と家庭生活の両立」と回答しています。

保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実を図るとともに仕事と子育ての両立支援のための体制の整備、関係法制度等の啓発・広報、情報提供等について国、千葉県、関係団体等と連携を図りながら積極的に推進することが必要です。

【基本施策・施策の方向】

男女がともに仕事と子育ての両立ができるよう、多様な保育サービスの実施・充実を図るとともに働き続けられる環境整備の推進に努めます。

NO	事業名	事業内容	担当課
95	民間保育サービスへの支援	村は、公的保育サービスにより仕事と子育ての両立の推進に努めていますが、保護者の事情に配慮し、必要に応じ民間保育サービスへの支援も検討していきます。	子ども教育課
96	仕事と子育ての両立のための啓発・広報の推進	男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等について企業・事業主等への啓発、住民に対する広報に努めます。	総務課

第6章 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

児童虐待の早期発見・未然防止のために、関係機関が連携し、サポート体制を構築していく必要があります。また、ひとり親家庭や、障がいを持つ子どもに対しては、相談体制の充実を図りながら支援をしていく必要があります。

第1節 児童虐待防止対策の充実

【現況と課題】

全国的に、児童相談所の虐待相談対応件数は増加を続けており、深刻な児童虐待事件も後を絶たない状況です。このような中、児童虐待防止法において体罰禁止が明文化されるなど、児童虐待防止対策の抜本的強化を図っていくこととなりました。

児童虐待の早期発見・未然防止のために、関係機関が連携し、サポート体制を構築していく必要があります。

【基本施策・施策の方向】

被害を未然に防ぐため、母子保健事業の強化に努めます。また、被害を受けた子どもの早期発見と早期対応に努めるとともに、立直りを支援するため、関係機関と連携し、きめ細かな相談体制を確立します。

NO	事業名	事業内容	担当課
97	長生村要保護児童対策地域協議会の設置	児童虐待の防止と虐待に対応するために、児童福祉や母子保健担当課等を中核に、関係機関等とその専門家等と連携し、「長生村要保護児童対策地域協議会」を設置しています。	子ども教育課
98	児童虐待の発生予防	児童虐待の発生を予防するため、日常的な育児相談機能の強化や、養育者が精神的・肉体的に最も支援を必要とする出産直後の時期を中心に母子保健事業の強化に努めます。	子ども教育課 健康推進課
99	児童虐待の早期発見・早期対応	児童からのサインに常に気を配りながら、児童虐待の早期発見・早期対応に努め、その事実を確認した場合は、早急に関係機関へ連絡し、児童生徒への被害が最小限となるよう取り組みます。また、関係職員で情報を共有するとともに対応できる体制づくりに努めます。	子ども教育課 健康推進課
100	児童虐待に関する相談体制の充実	被害を受けた子どもの早期発見と早期対応による立直り支援のため、担任、養護教諭、保育士、保健師、カウンセラー等が相談にあたります。また、家庭児童相談員への連絡、個別支援会議の開催等、関係機関と連携したきめ細かな相談体制の整備に努めます。	子ども教育課 健康推進課

第2節 ひとり親家庭の自立支援の推進

【現況と課題】

ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るために、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」や「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」の規定を踏まえて、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育て支援、就業支援、養育費の確保及び経済的支援について、地域のひとり親家庭等の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施していくことが必要です。

【基本施策・施策の方向】

ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るために、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援を主眼に子育て支援、経済的支援等、総合的な対策に努めます。

NO	事業名	事業内容	担当課
101	就業機会の拡充	関係機関との連携により、パンフレット等による周知啓発、情報提供を行い、就業機会の拡充に努めます。	産業課
102	ひとり親家庭等の自立、就業支援	現行制度として、児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費等助成制度などがあり、自立・就学支援を推進します。また、母子家庭・父子家庭の親の就労を支援するため、各種制度・支援をパンフレット、リーフレットを配布して周知に努めます。	子ども教育課
103	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として児童扶養手当を支給します。	子ども教育課
104	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	母子家庭・父子家庭・寡婦及び親のいない20歳未満の経済的自立を支援するため、低利の各種生活資金の貸付を実施しており、今後も国・千葉県の指針に基づき資金の貸付を実施します。	子ども教育課

第3節 障がい児施策の充実

【現況と課題】

障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進することが必要です。

また、障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活ができるよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の円滑な連携により、適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、総合的な取組を一貫して推進することが必要です。

【基本施策・施策の方向】

療育体制の強化及び障がい児や保護者を支援する体制の強化に努めます。

NO	事業名	事業内容	担当課
105	障がい児への経済的支援	障がいのある児童の健康・福祉の推進を図るため、国・県の指針に基づき、障害児福祉手当の支給等、経済的な支援を行います。 ・障害児福祉手当の支給 ・特別児童扶養手当の支給 ・重度心身障害児医療費の助成	福祉課
106	障害児通所支援、計画相談支援事業	指定相談支援専門員を配置し、相談体制の整備に要する費用の一部を負担します。在宅の障がい児が指定事業所及び基準該当事業所において居宅介護、短期入所、児童発達支援、放課後等デイサービス等のサービスを受けられるよう支援に努めます。各種支援において長生村障がい者基幹相談支援センターを中心として、日常生活及び社会生活に必要な援助、指導を実施します。	福祉課
107	療育が必要な児童生徒への対応	療育が必要な児童生徒に対し、健診事後教室を開催し、療育の場を提供したり、家族支援や日常・サービス等様々な相談を実施します。また、該当する児童生徒に対し、療育支援コーディネーターの派遣を進めます。	健康推進課 福祉課 子ども教育課

NO	事業名	事業内容	担当課
108	日常生活の支援	身体に障がいのある児童の日常生活を支援するため、補装具の給付と修理を行い、健康の保持、生活の安定を確保します。また、在宅の重度障がい児の日常生活において、便宜と能率の向上を図るため、ネブライザー（吸入器）、たん吸引器、入浴補助用具や便器等の日常生活用具の給付に努めますとともに、本事業の周知に努めます。 ・自立支援事業 ・日常生活用具給付事業	福祉課
109	特別支援教育の推進	国のガイドラインに基づき、特別支援教育に対する正しい理解と認識を深めるとともに、「特別支援教育介助員」の計画的な配置、「特別支援教育研修会」の開催による教職員の専門性の向上、情報の共有化、関係機関との連携による教育支援委員会の開催、巡回相談の実施、専門家チームの設置、相談支援ファイルの活用等に努めます。また、特別支援学級へ入級する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減し、就学に必要な費用の一部を援助するために、特別支援教育就学奨励費を支給します。 ・特別支援教育の推進 ・特別支援教育就学奨励費の支給	子ども教育課 福祉課 健康推進課
110	障がい児等の支援体制の推進	障がい児やその可能性のある児に対し、長生村障がい者基幹相談支援センターや児童発達支援センター、総合支援協議会との連携のもと、情報の共有化と連携強化を図ります。また、幼少期から学齢期、成人に至るまでの記録を一括管理するライフサポートファイルを配布し、支援事業所や学校、医療機関や行政などの関係機関と必要な情報を共有し、子どもから大人まで切れ目のない支援を行います。	子ども教育課 福祉課 健康推進課
111	医療的ケア児※に対する支援	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を近隣の市町や事業所と連携を図り、設置を検討します。	福祉課

※医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU（新生児集中治療管理室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子どもを指します。

各論Ⅲ 計画の推進

第1章 計画の推進に向けて

第1節 住民・関係機関との連携

本計画における施策の推進に当たっては、行政だけではなく、こども園、企業、地域住民をはじめ、社会全体で子育てに取り組むという認識を持って進めていく必要があります。そのため、様々な広報活動や生涯学習等の学習機会を通じて、住民への意識啓発を推進します。

第2節 庁内における推進体制の充実

本計画における施策は、福祉・保健・教育など様々な分野が関連します。そのため、住民に効率的・効果的な支援を提供するため、関係各課の役割分担と連携により、施策の効率的な推進を図ります。

第2章 計画の進捗管理・点検について

第1節 計画の進捗管理

本計画の施策の実施に当たっては、国や県をはじめとする関係機関との情報交換・連携を強化するとともに、各施策の実施状況を把握し、点検を行うとともに事業の優先度を調整し、今後の取組に生かしていきます。

また、計画に定めた量の見込みが実際の認定状況と大きく乖離し、必要と考えられる場合には、計画期間の中間年度である令和9年度に計画の見直しを行います。

第2節 計画の推進状況の公表

本計画の策定に当たっては、長生村健康づくり推進協議会（子ども・子育て会議）による審議を行っており、各施策の推進状況に関しては、長生村健康づくり推進協議会（子ども・子育て会議）を通じて公表し、継続的に意見をいただけるよう努めます。また、住民に対し、村の広報紙等を活用して公表し、周知を図ります。

資料編

第1章 審議・策定経過資料

第1節 長生村健康づくり推進協議会(子ども・子育て会議)設置条例

平成23年9月20日

条例第14号

(設置)

第1条 村民の総合的な健康づくり対策を推進するため、長生村健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第72条第1項に規定する合議制の機関を兼ねるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、村民の総合的な健康づくりのための方策を審議し、その結果を村長に報告し、必要な助言等を行うとともに、支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係団体の代表者
- (2) 関係行政機関の代表者
- (3) 小中学校の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) その他村長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康推進課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年長生村条例第17号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成25年6月17日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年6月8日条例第12号）

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する

第2節 長生村健康づくり推進協議会委員名簿

(敬称略)

No	該当する号	職 名 等	氏 名	
1	一号該当 (保健医療関係団体の代表者)	村医代表	津谷 恒夫	
2		村歯科医代表	木島 武文	
3	二号該当 (関係行政機関の代表者)	長生健康福祉センター長	鎗田 和美	
4		国保運営協議会会長	門口 昭	
5		民生委員児童委員協議会 会長	古山 一夫	
6		保健衛生推進協議会会長	小高 智恵子	
7		こども園代表	生貫 和子 (～令和6年3月)	
			田中 典子 (令和6年4月～)	
8	三号該当 (小中学校の代表者)	学校長会代表	今井 義昭 (～令和6年3月)	
鈴木 俊一 (令和6年4月～)				
9		養護教諭会代表	田口 優奈 (～令和6年3月)	
			前橋 沙耶 (令和6年4月～)	
10		栄養士会代表	築田 友希子 (～令和6年3月)	
			鳩川 真珠美 (令和6年4月～)	
11		四号該当 (学識経験者)		矢澤 俊夫
12				斉藤 悟
13			小倉 幸恵	
14			板倉 智美	
15			東條 有希子	
16			酒井 和子	
17			小関 光	
18			高橋 里織	
19			酒井 翠	

事務局：子ども教育課

第3節 策定経過

年 月 日	事 項	概 要
令和6年2月22日	令和5年度第2回長生村健康づくり推進協議会の開催	● 第3期子ども・子育て支援事業計画策定に係る「子育て支援のためのアンケート調査」について
令和6年4月	ニーズ調査（子ども・子育て支援事業計画策定に関する「子育て支援のためのアンケート調査」）の実施	● 村内在住の就学前児童保護者、小学生（6年生以下）保護者を対象に実施
令和6年7月25日	令和6年度第1回長生村健康づくり推進協議会の開催	● ニーズ調査結果報告 ● 事業計画骨子案について
令和6年9月	こどもの意識・生活に関するアンケート調査の実施	● 村内在住の小学校（5年生）、中学生（2年生）生徒を対象に実施
令和6年10月24日	令和6年度第2回長生村健康づくり推進協議会の開催	● 長生村第3期子ども・子育て支援事業計画素案について
令和7年1月16日～29日	パブリックコメントの実施	-
令和7年2月27日	令和6年度第3回長生村健康づくり推進協議会の開催	● パブリックコメント結果について ● 長生村第3期子ども・子育て支援事業計画案について

第2章 法制度に係る資料

第1節 子ども・子育て関連3法

(1) 子ども・子育て支援法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること並びに我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることに鑑み、地域における創意工夫を生かしつつ、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とする。

(3) 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

要綱

第一 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴い、次の関係法律の規定の整備をするとともに、所要の経過措置を定めること。

※ 関連法として五十五件を記す。

第2節 策定に係る法律

(1) 子ども・子育て支援法（再掲）

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(2) 次世代育成支援対策推進法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

(3) 関係法律における児童等の定義

	0歳	1歳	3歳	6歳	12歳	14歳	15歳	18歳	20歳
	小学校 中学校 就学始期 就学始期								
子ども・子育て支援法(第6条)	← 小学校就学前子ども → ← 小学校就学前子ども → 子ども								
児童福祉法(第4条)	← 児童 → 児童								
母子保健法(第6条)	← 乳児 → 乳児 幼児								
母子及び父子並びに寡婦福祉法(第6条)	← 児童 → 児童								
学校教育法(第26条、第17条、第57条等)	← 幼児 → 学齢児童 ← 学齢生徒 → ← 生徒・学生 →								
少年法(第2条、第3条)	← 少年 → 少年 触法少年 ← 犯罪少年 →								
刑法(第41条)	← 刑事未成年者 →								
労働基準法(第56条、第57条)	← 児童 → 児童 ← 年少者 →								
児童手当法(第3条)	← 児童 → 児童								
児童扶養手当法(第3条)	← 児童 → 児童								
民法(第4条)	← 児童 → 児童								

長生村 第3期 子ども・子育て支援事業計画

発行年月 : 令和7年3月

発行・編集 : 長生村教育委員会 子ども教育課

所在地 : 〒299-4394 千葉県長生郡長生村本郷 1-77

電話 : 0475-32-2111 (代表)

ファクス : 0475-32-6802

E-mail : kodomo@vill.chosei.lg.jp

ホームページ : <https://www.vill.chosei.chiba.jp/>
